

第一章 京都祇園祭の山鉾行事の近代資料

『自昭和七年七月一日至同昭和十二年七月 (六月十四日) 祇園山鉾連合会記録 其二』 解説

村山弘太郎

『自昭和七年七月一日至同昭和十二年七月(六月十四日) 祇園山鉾連合会記録 其二』と題された本史料は、その表題のとおり昭和七年(一九三二)七月一日から昭和十二年(一九三七)六月十四日までの期間について(実際に記載があるのは六月二十四日の途中まで)、山鉾の修繕に関する報告や補助金の受け取り、山鉾連合会に依頼があった様々な案件とその対処、そしてこの時期には例年五月に実施されていたすべての山鉾町が参加する山鉾連合総会の記録などについて、日別に出来事を書き上げたものである。本史料は、これまで本事業の報告書で翻刻・紹介してきた史料と同様の性格を有するものであり、それら史料群によって明治九年(一八七六)以降、昭和二十三年(一九四八)までの間(一)の山町会や鉾町会(二)、そしてそれらの連合組織である山鉾連合会の動向を概観することができる、近代の祇園祭山鉾行事を検討する際の基礎となる史料である。

筆者は当時の「山鉾連合会代表者」であった清水良亮である。清水は船鉾町の住人で、祇園祭山鉾連合会の設立に奔走した中心人物である(公益財団法人祇園祭 二〇二一など)。この時期の清水は山鉾連合会代表だけではなく、船鉾町代表および鉾町会代表と、さらには清々講社幹事を兼任(三)しており、その立場から結ばれる諸方面とのつながりの中で、現代に直結する祇園祭山鉾連合会や山鉾行事の礎を築いた人物であると評価することができる。

本史料が対象とする昭和七年から昭和十二年の時代背景を考えると、昭

和二年(一九二七)から続く金融恐慌が昭和五年ごろには昭和恐慌へと発展し、昭和六年には柳条湖事件、翌七年には満州国建国と五・一五事件、八年には国連脱退、九年には室戸台風による近畿への甚大な被害の発生、昭和十一年の二・二六事件、昭和十二年の盧溝橋事件と、長引く経済不況や自然災害、そして確実に近づく第二次世界大戦の足音など、けして安穩

出張する山鉾

明治12年	1879	11月15・16日	ドイツ皇孫ハインリッヒへの上覧のため京都御苑内にすべての山鉾が参入
明治18年	1885	11月15日	梨木神社が別格官幣大社に列せられた際の昇格祭で函谷鉾が曳行される
明治23年	1890	4月8日	琵琶湖疏水開通式前夜に鶏鉾、月鉾、郭巨山、油天神山が建てられる
明治28年	1895		第四回内国勲業博覧会の地鎮祭に山鉾が曳行される
明治31年	1889	11月	美術館で浄妙山を組み立て天覧に供する
昭和3年	1928	11月18日	植物園で行われた昭和天皇即位御大典園遊会において放下鉾、岩戸山を建てる
昭和8年	1933	3月17日-27日	東京高島屋屋上で月鉾を建てる
昭和30年	1955	6月10日-20日	東京大丸での京都祇園祭展に伴い、東京駅八重洲口広場で月鉾を建てる
昭和31年	1956	10月26日-11月6日	観光京都宣伝展覧会のため名古屋市中村屋百貨店屋上に長刀鉾を建てる
昭和34年	1959	10月	札幌市五番館デパート増築記念に菊水鉾が建てられる
昭和39年	1964	10月1日-31日	京都市美術館大陳列室で船鉾、橋弁慶山が展示される
昭和43年	1968	10月	映画「祇園祭」撮影のため新丸太町で長刀鉾(模造)、菊水鉾、放下鉾など8基が巡行
昭和45年	1970	8月7日-10日	大阪万博会場に長刀鉾(模造)、菊水鉾、保昌山、太子山、白楽天山、浄妙山が参加
昭和46年	1971	6月3日	菊水鉾再建20周年記念祝典で京都国際会議場庭園に菊水鉾が建てられる
平成14年	2002	12月	東京池袋の東武百貨店で綾傘鉾を展示
平成15年	2003	10月	京都国立博物館「金色のかざり」展に長刀鉾が出陳、本館中央室に建てられる

(財団法人函谷鉾保存会編 二〇〇一)、(高木 二〇〇六)、(京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課編 二〇一一)、(八反 二〇一八)(橋本 二〇二四)を参考に作製

な状況ではなかった。しかし本史料をみると、山鉾行事執行費用の高騰に対応すべく補助金の増額を目指していたこと以外については比較的安定していたようである。そのなかでも注目されるのは祇園祭が京都を代表する行事としての全国的な展開がなされ、それにより山鉾巡行も現代の形に整備されていく様子である。以下、本稿では出張する山鉾という点から、それを概観してみたい。

出張する山鉾

明治に入ってから以降、祇園祭の山鉾は祇園祭の期間以外に、山町や鉾町、さらには巡行路と関係のない場所に出張していたことがこれまでも確認されている。表は先学により指摘されているそれら出張のうち、山や鉾そのものが出張していたものを一覧にしたものである。

明治十二年（一八七九）にすべての山鉾を京都御苑内へと曳行したことを嚆矢として、よく知られている明治二十三年（一八九〇）の琵琶湖疏水開通式での展示、明治二十八年（一八九五）の第四回内国勸業博覧会や昭和四十三年（一九六八）映画「祇園祭」の撮影のための曳行、昭和四十五年（一九七〇）の大阪万博での展示のほかにも、様々な時期や場所に山鉾が出張していたことが表からあきらかになる。ここに囃子の出張や懸装品などの展示も加えると、その数はさらに増加する。

目的をみると、梨木神社昇格祭や昭和天皇即位大典など慶賀・奉祝的性格のものだけでなく、美術館や博物館での美術品・文化財的性格の展示、さらには百貨店での展示といった催事的な性格のものまであったことがわかる。特に昭和八年（一九三三）の東京高島屋屋上での展示は、現在確認することができる催事的な展示の最も古い事例であり、かつ、京都を離れ

ての展示の最古の事例でもある。本稿では以下に、その経緯を本史料からたどってみたい。

昭和八年 東京高島屋新館屋上での月鉾展示

東京高島屋は明治三十三年（一九〇〇）十一月、高島屋東京店として誕生した。その後、大正五年（一九一六）十二月に店舗を新築したものの、大正十二年（一九二三）の関東大震災で店舗は全焼、昭和二年（一九二七）に再建、そして昭和八年三月、東京日本橋店（現・日本橋高島屋）が新築開店した^四。この新築開店の催しの一つとして、月鉾が東京に進出したのである。

開店日は同年三月二十日とされ、新築開店の催しの会期は三月十七日から十九日を招待日とし、二十七日の十日間であった。『高島屋百年史』によると、その背景は「京都に在る本店所在地の氏神たる官幣大社八坂神社の夏祭（祇園会）に曳き出さる、山鉾中の随一「月鉾」の東京進出を企て、鉾町、市当局、神社等の諒解を得て京都観光協会主催の名目の下に新館屋上に搬出し^五」と説明されている。また「出張せる囃子方によりて、祇園囃子の音色も床しく、盛装絢爛の「月鉾」は満都の目を驚かしたり^六」と囃子方の出張も伴っていた。このような京都から東京への鉾と囃子方の出張という一大行事であるが、その依頼が山鉾連合会にあったのは、開催直前の三月七日であった。

山鉾連合会代表である清水は、同日午前十時に京都市観光課課長北崎巽と面会し、そこで北崎から「観光都市トシテ観光客誘致并ニ祇園祭宣伝ノ為東京へ鉾一基進出ノ計画」があることを告げられた。その予算についても京都・大阪・兵庫・滋賀・奈良の二府三県が共同する「財団法人近畿協

会」を主催とすることで確保できているという。

しかし鉾を神事以外で建てることは先の表からもあきらかなように前例も少なく、また「洛外不出ノ前例ヲ破リテ遠ク帝都ニ持出」すことは重大な新例を開くことにもなるから協議をしたいと清水は即答を避けた。ここで本来であればまず山鉾総会を開催すべきであるが、時間的な猶予もないことから「鉾九基ノ内装飾完備セル月鉾」の神事係を訪ねて月鉾の出張を依頼した。そこで月鉾では神事係の有力者と囃子方の代表による会合が持たれ、清水もそこに参加して重ねて依頼を行ったところ、「鉾建設ハ運搬其他非常ニ重大ナル為装飾品全部ヲ出陳スルコト」が可決され、八日に開かれた月鉾町総会において月鉾の出張は正式に承諾された。

三月十日には清々館で、近畿協会、京都市観光課、高島屋、八坂神社、月鉾町と清水の関係者が会して計画が練られた。主催者である近畿協会はここでも鉾建を求めてきたが、先の理由から「装飾品ノ展観スルコト」で了解を得て、また囃子方も全期間の出張は難しいことから五日間を確約し、その後事情が許す限り延長するということで落ち着いた。そして月鉾の東京出張の計画が整ったここに至るやうやく、山鉾当番町を通じて全山鉾町に報告を行っている。

近畿協会はさらに神童装束の出陳も希望してきた。それを受けて清水は放下鉾に依頼して了解を得たものの、三月十一日に清水が近畿協会に予算について尋ねたところ十分な謝礼が用意できないことが判明したため、放下鉾には断りを入れて月鉾へと追加の依頼をすることとなった。

同日には春季講社祭席上で、八坂神社宮司と清々講社幹事、各学区社長に本件の報告を行い承諾を得た。また清水が春季講社祭出席のために立ち会えなかった近畿協会と月鉾町との間の協議の中で、月鉾の鉾建が決定さ

れたとの報告を受けることとなった。

三月十三日には「各新聞ニ記事見エ」と記録しているが、京都日出新聞に「祇園祭東京へ 十七日から東京、高島屋七階で開かれる祇園会展」という記事が掲載されていることを確認することができる。そこでは「京都の豪華なお祭祇園祭を東京方面に進出させ広く紹介すると、もに京都への観光客誘因を図るため^(七)」とその目的が説明されている。またこの日に八坂神社で近畿協会、京都市観光課、月鉾町、清水が列席して祈念および奉告祭が執行された。

月鉾の蔵出しは三月十一、十二日の二日間で行われ、十三日の夜には月鉾町の神事係一名が先発して東上した。そして同日におそらく高島屋から月鉾の重量について問い合わせがあった。警視庁が高島屋屋上での鉾建許可を保留していたためである。そこで清水はそれまで月鉾町から提出されていた報告書から参考としての重量を報告するとともに、月鉾の安全を確保するために「鉾取扱監視火災防止」についての申し入れと、月鉾、さらには祇園祭の評判を守るために「高島屋ノ宣伝ニ使ハザル様」の申し入れを行っている。

三月十四日の夜に月鉾町の大工方、手伝方、車方が東上、十六日には囃子方と清水も東上したが、清水が十七日の朝東京に到着して会場である日本橋高島屋に向かったところ、警視庁の認可が遅れ、十六日は雨、また十七日も強風のために鉾建がはかどらず、屋根や飾付ができていない状態であった。そのため囃子も休止することとなり、二階の展示会場の整備に注力することとなった。

十七日は招待日初日であり、賀陽、東久邇、久邇各宮家の台覧や名士多数の来場があった。二階の展示会場には「月鉾本飾道具、文書類、神童并

二装束一式、神輿及鉾七基模型、傘鉾模型、祇園会山鉾・葵祭・時代祭写真三十数葉」を展示することができていたために、面目は保たれていたと考えられる。

十八日には鉾飾も完成し、囃子の演奏も始められた。翌十九日にかけて天候も良かったことから両日とも来場者は「一万名余」で相当の賑わいを見せた。

二十日からは一般公開が始まり、「非常ニ混雑」したという。この日から一日六回、各十分の囃子演奏が始められた。開催の無事を見届けた清水は、囃子方取締と共に同日東京を後にしたが、翌二十一日、今度は強風のために真木の上部、竹の部分が折れたとの報告があった。しかしすぐに修繕され問題は無かったようである。そもそも東京に持ち出したものは、前年の祭礼終了後に新調する必要があるとされていたものであり、貨車に積載するためには切断する必要持ったことから「廃物ヲ持出」したものであったことから、その後に控える祭礼にも影響はなかった。

二十六日には「月鉾町首脳部」が再び東上した。囃子方も二十四日中には帰京する予定であったが、有志十七名が東京に残り、二十六日まで囃子が続け、二十七日に帰京することとなった。

二十七日の最終日には再びの雨の中で装飾品だけを片付け、翌二十八日に鉾の解体が行われ、三十日に京都へと向けて発送された。四月一日に月鉾、三日には残りの道具類が無事に到着して蔵入れが行われ、月鉾の東京出張は無事に終了した。

月鉾の東京出張は大成だったようで、当時の新聞記事には「初日以来押すな押すなの盛況」、「月鉾は宮城に面して目出度く立ち、遠く西に富士、東に筑波を背景として高く破邪の剣をかざし京のみやびを誇り満都の人氣

を博^(八)」すと、その様子が伝えられている。しかしその背後には、月鉾町関係者や清水良亮の並々ならぬ苦勞と奔走があったのである。

おわりに

本稿では『自昭和七年七月一日至同昭和十二年七月（六月十四日）祇園山鉾連合会記録 其二』を、特に月鉾の東京出張という視点から概観してきた。そこには山鉾連合会代表者である清水良亮の、月鉾の安全と山鉾の評判をいかに保全しようとしたのかという意識が見え隠れしている。しかし一方で、現代日本の観光立国にも通じる、行政による観光客誘致に一役買うことには絶対的な拒否という反応は見られない。それは近畿協会から依頼を受けた際に、協議をするとは言いながらも、出張可能な月鉾に直接交渉し、計画が整ってから全山鉾町に報告した点からも推測することが可能である。つまりはじめから鉾の東京出張の実現に向けて行動していたと評価することができる。これは本史料の昭和七年（一九三二）十月に京都市に提出した補助金下附願に「山鉾巡行ノ神事ガ本市繁栄ノ為ニ多大ノ貢獻ヲナシ観光都市トシテ多クノ内外人ヲ誘招スルコト」とあるように、それまで、そしてその後の各種請願書の中でも山鉾巡行が京都の繁栄に資するという論調にも通じるものである。祇園祭の山鉾、そして山鉾巡行は一義的には氏子のものであるが、そこにとどまらず、京都を代表する文化的な資源としての自負もあったのだろうと考えられる。

本稿では昭和八年の月鉾東京出張に焦点を当てて概観してきたが、これ以外にもラジオによる実況放送と、その対応のために巡行列を整備していく過程や、衣装の統一、説明看板の設置、園改場の場所変更と幄舎新設など、山鉾の安全を守りつつも「観せる」山鉾巡行が整えられていく過程を

読み解くことが可能である。本史料を基礎としながら、関連する史料を丁寧に検討することで、現在の山鉾行事がどのようにして形成されてきたのかをあきらかにすることができよう。

注釈

(一) 本史料は「其二」とあるように連続したものであるが、「自昭和十六年六月七日至同二十三年七月廿四日 祇園山鉾連合会記録第四号」解説（公益財団法人祇園祭山鉾連合会 二〇二四）でも指摘したように「其一」あるいは「第一号」に相当する史料が現段階でもその所在を確認することができていない。そのため大正十五年（一九二六）七月十五日から昭和七年六月三十日までの期間についてはその動向を追うことができない。

(二) 鉾町会とは「車付山鉾」などとも称される車輪があり囃子をとまう九つの山鉾町により構成される組織であり、他に山町で構成される「山町会」が存在した（公益財団法人祇園祭 二〇二二）。なお山町会についてはその組織構成などいまだ不明な点も多く、その解明が今後の課題としてあげられる。

(三) 『京都祇園祭の山鉾行事歴史資料調査Ⅰ』の史料解説では先行研究にならない「歴任」としたが、本論で指摘したように同時に兼任していたことがわかる。

(四) 「高島屋の歴史」（高島屋史料館ホームページ <https://www.takashimaya.co.jp/shiryokan/history/> 二〇一五年三月十三日参照）

(五) 高島屋本店編『高島屋百年史』（『社史で見る日本経済史 第四十一巻 高島屋百年史』株式会社ゆまに書房 二〇〇九所収）。

(六) 前掲注（五）。

(七) 京都日出新聞 昭和八年三月十三日（京都府立歴史館架蔵マイクロフィルム）

(八) 大阪毎日新聞京都版 昭和八年三月二十二日（京都府立歴史館架蔵マイクロ

フィルム

参考文献

- 財団法人函谷鉾保存会編『函谷鉾百年史』財団法人函谷鉾保存会 二〇〇一
高木博志『近代天皇制と古都』岩波書店 二〇〇六
京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課編『京都市文化財ブックス第二十五集 写真でたどる祇園祭山鉾行事の近代』京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課 二〇一一
八反裕太郎『描かれた祇園祭―山鉾巡行・ねりもの研究』思文閣出版 二〇一八
公益財団法人祇園祭山鉾連合会『京都祇園祭の山鉾行事歴史資料調査Ⅰ』公益財団法人祇園祭 二〇二二
公益財団法人祇園祭山鉾連合会『京都祇園祭の山鉾行事歴史資料調査Ⅳ』公益財団法人祇園祭 二〇二四
橋本章「幕末維新の荒廃の危機に立ち向かった京都の人びと―祇園祭山鉾の復興から―」（京都市文化観光資源保護財団『会報』No.一三九 二〇二四）

『自昭和七年七月一日至同昭和十二年七月（六月十四日）
祇園山鉾連合会記録 其二』

〔凡例〕

- ・ 本史料は公益財団法人祇園祭山鉾連合会が所蔵する『自昭和七年七月一日至同昭和十二年七月（六月十四日）祇園山鉾連合会記録 其二』を全文翻刻したものである。『京都祇園祭の山鉾行事歴史資料調査 I』所収「祇園祭山鉾連合会所蔵文書目録〔暫定版〕」のA―6の史料である。
- ・ 翻刻文の改行は原則として原史料に従ったが、紙幅の関係上、一部相違する箇所がある。
- ・ 翻刻文では旧字や異体字は当用漢字に直したが、一部固有名詞などは原史料の表記に従った。また合字は仮名に直したが、「ㇿ」のみ残した。
- ・ 誤字や文意が通じがたい箇所などに、翻刻文では脇に「ママ」と付した。
- ・ 原史料に抹消がある場合は、翻刻文の該当文字に二重取消線を付した。
- ・ 判読困難な文字は■で表した。また、個人情報保護の観点から、一部を×で伏字とした。
- ・ 史料の翻刻は村山弘太郎（京都外国語大学）が担当した。

祇園祭山鉾連合会所蔵文書

〔表紙〕

「自昭和七年七月一日

至同十二年七月（六月二十四日）

祇園山鉾

連合会 記録 其二

「

昭和七年七月一日訴願書本文製作セラレタルヲ以テ閲読シ山

鉾町代表者トシテ（廿八ヶ町ノ内函谷南観音両町ハ代表者不在ノ為未調

印ナレ共訴願ニ付法定期限ノ關係上欠印ノ俾提出スルコト、ス即チ廿六ヶ町

ノ委任状ニヨリ代表ス）捺印ス明二日關係五ヶ町個人捺印分トヲ併テ府

庁ヘ提出スルコトヲ月鉾町ヘ委任ス 去月中旬鶏鉾町ヨリ申出ニ係

ル巡行順變更希望ノ件「同町ト月鉾トハ隔年交互先順ノ処月鉾

ハ巡行遅々タル為毎年鶏鉾ヲ先番ニ變更方月鉾町ヘ交渉ヲ

依頼セラル」去月廿六、七日ノ兩日月鉾町ヘ申込アリ本日重テ回答ヲ

促ス町協議纏リ兼ね居ルニ付至急決定ノ上回答ヲ約サル因ニ

本件ハ去ル昭和二年ニ交渉シタル事アリシモ月鉾町ノ不同意ノ為ニ

実現セズ今回再度申込アリタルモノナリ 清々講社へ圖改所變更ノ件
承認ノ旨通告ス

七月四日新町通松原四条間下水溝新設ノ為去ル四月以来工事セラレ

五月中ヲ以テ完成セルモ道路補強工事施工申請ス市土木局係員

來訪アリ明日ヨリ着工ノ旨通告アリ尚新町通四条以北瓦斯管修

繕ノ為明五日ヨリ着工ノ通告アリシ由仄聞シ注意ス瓦斯会社ニ於

テモ神事ヲ考慮シ廿五日以後ニ延期決定ス霰天神山町ヨリ新

調ノ金具竣工シ此飾付ノ為十二日山建スル旨通告アリ当番町ヨリ

五条署ヘ届出ラレタリ京都放送局千葉健二郎 高谷宗之助両

氏來訪アリ巡行当日実況放送ヲ計画セラレ時間等照会サル

七月七日放送局高谷氏來訪アリ実況放送実行スルコトニ決定ニ付

援助方依頼越サル明八日午後二時放送局ニ於テ鉾町会開催シ

協議スルコト、シ鉾七ヶ町及山会長山当番ヘ案内ス

七月八日午後二時京都放送局ニ於テ集会ス鉾七ヶ町代表者十名山会

長 山当番町及小生計十三名巡行実況放送ニ関シ協議ス伊藤放送所

長 高谷係員ヨリ挨拶并ニ依頼アリ長刀鉾ハ午前九時三十分曳出十

時四条柳馬場ニ待合セ以下山鉾ハ順次間隔ヲ縮メ接読シ十時長刀

進發シ鉾ト鉾ノ間隔十分間ト定メ山圖渡シハ三分間以内ト協定シ四時

半散会ス同夜月鉾町中島氏宅ニテ大西府議ノ報告アリ本日伊藤

保安課長 森田五条署長ト大西氏会见サレ願人ハ昭和九年七月五日迄

着工ヲ延期シ其間妥協スベキ旨申込ニ付協議ノ上之ヲ承認シ訴願

書ヲ撤回スルコト、シ明九日關係各町ヘ今日迄ノ經過ヲ文書ヲ以テ報

告スルコト、シ散会ス

七月九日大西太郎兵衛氏ノ紹介ニテ土橋嘉兵衛氏令息來訪アリ山順

番圖渡場所ハ多年中ノ町ニ限ラレタル所本年變更ニ付永ク行ハレタル

伝統的行事ガ他町殊ニ他学区ヘ移サレタルハ不合理ニ付前年通ニ復

スル様同町公同組長トシテ申出アリ本件ハ清々講社ノ權限ニ付山鉾連

合会トシテハ變更ニ関スル権限ナキモ去ル廿一日以来ノ経緯ヲ述ベ本年ハ復旧ノ途ナケレバ明年度ニ於テ旧ニ復スル様只今ヨリ清々講社へ申込アルヲ可トスト語り同氏ハ之ヲ諒承シ八坂神社へ向ハレタリ尚同町ニ於テ将来永久ニ此行事ヲ挙行方希望セラル、ナラバ諸般ノ斡旋セラレ清々講社ト協定サル、ヲ可トスト談シタリ午後八坂神社ニ出頭シ中村祢宜へ「月

鉾町ガソリン件一段落ノ経過報告」来ル十七日実況放送ニ関スル時間遅延ノ件」鬩渡場所變更ニ関スル件」(八坂神社及森口幹事へモ土橋氏ヨリ申出アリタル由恰森口氏出頭アリ談合セリ)以上報告シ毎年、鶏両町ヨリ年賦金五拾四円ヲ山鉾連合会経費中へ補助交付ヲ受ケ度森口氏へ申込ム各幹事ト協議スベキ旨約サル

七月拾二日市役所ヨリ本年度補助金指令及請書、条件、各廿八ヶ町分到達ス依テ届書、請求書領収書作製シ当番町經由各町へ

配布シ来ル十四日中ニ諸書類署名捺印ノ上提出方申添ヘタリ但シ山町八十五日鬩取出頭ノ際持参アル様申置キタリ

一指令発社教第一五二号昭和七年七月十日附市長森田茂金

額鉾式百式拾円 山七拾式円ニ減ズ指令書式昭和四年之通り

一条件昨年ト同文ナリ

一附属書発社教乙第一二二号同日附書式昨年ト同文ナリ

七月十三日午前八坂神社々務所へ出頭シ鉾九ヶ町補助金四千参

百式円受領シ月 鶏両町年賦金返金ス帰途当番町河添

氏へ渡シ配布方依頼ス同日列席ノ中林、篠部、野橋三氏へ年賦

償還金ヲ振替交付方依頼シ置ク

七月十四日長刀鉾町ヨリ鬩渡場所變更ニ関シ豊園学区ニ於テ問

題トナリ居ル故復旧方申込アリ経過ヲ述ベ諒解ヲ受ク

七月十五日午前十時(約三十分遅延ス)市役所貴賓室ニ於テ山順番鬩

取式挙行村田助教育部長及西村社会教育課長中林篠部北浦

川本各清々講社幹事清水山鉾連合会幹事列席十一時半終了ス決

定順番左ノ如シ尚鬩取開始ニ先立チ十七日ノ部山町代表者ニ対シ実

況放送ニ関シ特ニ考慮ヲ求メ三分以内ニ鬩渡并ニ山廻シヲ依頼セルニ

時間少キ故本年ニ限り山廻シヲセザル事ニ決議ス此旨清々講社へ諒

解ヲ求ム尚一番ヨリ三番迄ノ山ハ長刀ガ東洞院西入へ進メバ松原東洞

院ヨリ列ヲ脱シ帰町セラル、向アルモ可成巡行ノ盛観ヲ午後ニ持續

セシムル為烏丸松原迄列ヲ脱セザル事(但シ保昌山ハ此限ニアラズ)ニ決議ス

長刀 霰天神郭巨白樂天 函谷 木賊刈油天神太子月芦刈

占出伯牙 孟宗山伏保昌 放下 岩戸 船 以上十七日分

北観音 橋弁慶 黒主鯉鈴鹿常明行者八幡 南観音 以上廿四日分

終了後補助金請求書請書条件書(外ニ指令写ハ市役所ニテ添付サル)

届書各二十八通提出シ可及的早く下附方依頼ス 此日長刀鉾ニ就テ 放送テストアリ

七月十七日午前九時四条柳馬場東入放送現場ニ於テ放送局員ト打

合ス山会長及山当番平岡氏ト会見ス九時三十分長刀曳出ス以下

順次列整ヒ美観ナリ数十年来見ザル正シキ列順ナリト一般ノ評

ナリ放送ノ有無ニ拘ラズ例年カクアリタキモノニシテ四条通南側ヨリ

眺ムルニ長刀ヨリ船鉾迄一望ノ内ニアリ実ニ盛観限リナシカクテ

十時十分前長刀柳馬場へ着小憩ノ上正十時放送開始長刀曳

出ス以下順ヲ追テ進発ス山鬩渡シ二分間位ナレバ(三分ニテ山廻シ

モ可能ナレトモ一昨日ノ決議ヲ重ジ山廻シヲセズ)函谷鉾ヨリ以下進行

ヲ遅クスル様加減セルモ漸次時間ニ余裕ヲ生ジ鶏鉾五分開放下

岩戸約八分開ヅ、船鉾同様ニテ正十一時放送ヲ終了ス(十一時十分迄尚

十分間ノ余裕アリシモ余リ長ク継続スルモ面白カラザルヲ以テ十一時二打切）
去十日曳初ハ降雨アリシモ以後本日迄快晴ツヅキ（時々微雨アリシ程度）

本日ハ日曜日ニテ非常ナル觀衆ニテ近年ナキ人出ナリ（七月十八日夕刊日出
新聞記事ニ依リ）昨祇園會当日省線下車入洛者京都駅壹万六千七百九十五人二条駅千
八百十四人京阪兩線ニヨリ約三万人市電乘客二十八万五千五百五十人収入一万七千九百九十九圓
〔新聞切抜…省略〕

七月二十六日放送局ヨリ山鉾十九ヶ町へ挨拶状到達ス当番町へ依頼シ
各町へ配布ス

七月二十七日午前十時市役所へ出頭シ補助金參千參百四拾八円受ケ
当番町へ依頼シ各町へ配布ス八幡山代表者變更届提出ス前

任者藤木萬助氏退任新シク三上清兵衛氏就任セラル

八月八日放下鉾町左記修繕届并二船鉾町屋根修繕完了届郵送ス

一金壹千九百円也 森本安之助見積 天水利四張修
屋根破風金具修繕 中田見積

一金八拾円 縫水引四枚 并見送修繕
馬淵見積以上三口貳千〇貳円五十錢 補助金支出

八月十六日鯉山町欄椽金具修繕金壹千貳百円見積書ノ内九百八拾五円

參拾九錢支出届書同町ヨリ直接提出ノ筈

十月一日市役所ヨリ電話カ、リ去ル大正十二年度以来山鉾修繕費

補助金ノ収支及残金保管法并ニ今後ノ修繕計画見積調査

報告方申越ニ付之ヲ諾シ直チニ山鉾当番町へ過去十カ年間町費

支弁ニヨル山鉾修繕費及補助金預入銀行名并ニ今後ノ修繕ヲ

要スル見積概算調査ノ上來七日中ニ提出方依頼ス

十月五日去ル七月九日及十三日清々講社幹事ニ依頼セル件ニ付

書面ヲ以テ正式ニ願書左ノ通提出ス

山鉾巡行ノ神事ニ要スル山鉾連合會ノ經費ハ各町ノ負担拠

出ヲ以テ支弁致居候処ソノ事業モ逐年多岐ニワタリ從テ
經費モ膨張シ為ニ負担増額ノ止ムナキ次第ニ有之依テ貴
講社ヨリ受クル補助金ノ増額申請致度存念ニ有之候モ去
ル大正十三年八月二十三日自發的二増額延期申出候以来之
ガ申請ヲ見合セ居候次第ニ候就ハ鷄鉾月鉾兩町ヨリ
年賦償還致居候金五拾四円也ヲ多少共山鉾町ノ負担輕
減ノ為明年度ヨリ山鉾連合會へ連帶費ノ補助トシテ御
交附相成候様特別之御詮議ノ上御聞届相成度此段御
願申上候也

昭和七年十月五日 鉾町會代表者 清水良亮印

山町會代表者 田中忠太郎印

清々講社幹事御中

十月十日左記願書市役所へ提出ス

祇園山鉾二関スル補助金下附願

祇園山鉾巡行ノ神事ニ供スル山鉾維持修繕費ノ補助金

去大正十二年度以来御下附ヲ受ケ維持修繕ニ努メ居候

処一部ノ修繕ニ関シテモ巨額ノ費ヲ要シ他方年々巡行ニ

多大ノ經費ヲ要スル為財界不況時ニ際シ山鉾町ノ負担

トシテ此巡行費ノ外ニ修繕費ノ支弁ニ苦慮致居候然ル

ニ補助金モ兩三度減額ヲ受ケサナキダニ財源乏シキ町會

計予算ニ大ナル影響ヲ及ボシソノ計画ヲ有シナガラ不

得止所期ノ修繕ヲ完成シ得ザルヲ遺憾トスル次第第二有之候

山鉾巡行ノ神事ガ本市繁榮ノ為ニ多大ノ貢獻ヲナシ觀光

都市トシテ多クノ内外人ヲ誘招スルコトハ市電其他各交通

機関ノ統計ガ明示スル所ニシテ而モ古キ歴史ト古美術ノ保存ニ多大ノ関係ヲ有スル山鉾ノ維持修繕ニ関シテハ最近創始セラレタル染織祭等ニ比シテモ特別ノ御考慮ヲ仰キ度就ハ明昭和八年度ニ於テハ旧補助額ニ復シ鉾九基ニ対シ二千七百円山十九基ニ対シ壹千九百円合計金四千六百円也ノ補助金ヲ交附相願上度茲ニ山鉾町会代表者連署ヲ以テ伏シテ懇願候也

昭和七年十月十日 京都市下京区新町通仏光寺北入船鉾町

鉾町会代表者 清水良亮印

京都市中京区烏丸通四条北入孟宗山町

山町会代表者 田中忠太郎印

京都市長 森田茂殿

去ル十月一日市役所ヨリ申越ノ過去十カ年補助金ノ収支并ニ保管

法及今後ノ修繕計画ノ概要ニ付各町ヘ調査報告申伝ヘ置キシ

ニ(過去十ケ年間ノ各町負担修繕費ヲ併テ申告方依頼ス) 廿六ケ町ハ十月

中旬迄ニ揃ヒ山伏山ハ十一月月上旬提出長刀鉾町ヘ書面又ハ出向督促シ十一

月二十七日漸ク全部纏リ之ヲ複写シ(市役所ヨリ廻付ノ書類ニ) 左記ノ

願書并ニ統計書ト共ニ調査表各町別廿八通市役所ヘ提出ス各町

別ノ調査表ハ保存セル記録(各町提出ノ書類)ニ依ル之ヲ茲ニ記録スルコトハ

非常ニ煩ハシク省略ス即チ保存ノ書類ヲ参照スベシ

御願

別紙修繕費補助調廿八通及総括統計表一通提出候

一、各町別調書中支出欄ニ赤字ヲ以テ記載セル金額ハ補助金

以外ニソノ町費ヲ以テ支弁セル修繕費ニ候

一、別表記載以外ニ特志者ノ寄附ニヨリ修繕又ハ新調セルモノ多々有之相当多額ニ及ブ見込ナルモ別表ニ算入セズ

一、函谷、常明、占出、黒主、八幡以上五ケ町ハ補助金ニ関スル収支ノ

ミ届出アリ依テ町負担ニヨル支出額不明ナリ且又小修繕ヲ除

キ大修繕ノミ届出ノ町モアリ故ニ細密ニ調査セバ別表以外ニ

相当多額ノ支出アル見込ナリ

一、将来年々ノ巡行ニ因ル自然又ハ不慮ノ破損ノ為ニ要スル修

繕予定以外ニ増加スル見込ニテ財源ノ都合上計画ノ一部変

更セラル、コトアルモソノ修繕費ハ結局増額スル見込ナリ

一、修繕費ノ外ニ巡行ノ為ニ年々多大ノ費ヲ要シ山鉾町ナルガ故

ニ一般市民トシテノ負担ノ外ニヨリ以上ノ負担ヲ以テ古美術ノ保

存ト本市ノ繁栄ニ貢献セント努メツ、アリ

一、御下附ノ補助金ニ関スル収支ノミヲ一見スレバ多額ノ残金ヲ

存スル為多クノ補助金ヲ要セザルガ如キ感アルモ之ヲ保管蓄

積シ町財源ノ集積ヲ俟テ今後ノ修繕費ニ充当シ其計画

ヲ実施スル存意ナリ

右事情御賢察ノ上先キニ願出候通将来永ク之ガ補助金

御下附相成我等ガ宿望タル本市ノ繁栄ト古美術ノ保存

ヲ達成セシメラレンコトヲ懇願候也

昭和七年 月 日

京都市下京区新町通仏光寺北入船鉾町

祇園山鉾連合会代表者 清水良亮印

京都市長 殿

因ニ森田市長八十一月三十日午後八時三十分御旅カフェーニ於テ狭心症ニヨリ急

死セラレ村田武殿市長代理トナル依テ日附宛名記入セズ提出ス

廿八ヶ町全山鉾修繕費統計表

種目 年度別	補助金額	支出額	其年度ノ収支 残額	預金額	修繕総支出 金額	補助金扣除セル 町費支弁額
大正十二年度	利六〇、〇〇 六三、六七	九二七、七九	三六八、二二	三七四五、八八	五三三、六五	四四四、八六
十三年度	利四六〇、〇〇 利三七、七〇	二二四四、八七	二二五五、二二	六三八、七一	五〇五六、〇八	二八一、二一
十四年度	利四一四、〇〇 利一七三、三三	三四六〇、五九	六七八、四一	七一九、四四	一八九〇五、二〇	一五四四四、六一
十五年 昭和元年度	利四一四、〇〇 利二〇、二六	四一〇、〇〇	三三三、〇〇	一一三三、七〇	一六四一、五六	一一三、五六
二年度	利四一四、〇〇 利四八六、二六	二〇四九、四〇	二〇九〇、六〇	一三八〇八、五六	四二三五、〇〇	二八五、六〇
三年度	利四一四、〇〇 利五九、七一	三六〇四、六九	五三三、三一	一四九〇三、五八	七四四四、二八	三八三九、五九
四年度	利四一四、〇〇 利五九、九八	一七六一、三九	二二七、七一	一七八四、一七	一四二八八、六三	一二五、二四
五年度	利四一四、〇〇 利五八、五六	一九三、一〇	三九四六、九〇	二二三五六、六三	一六四九、一三	一四五六、〇三
六年度	利七二六、〇〇 利七三三、九四	四九二八、八〇	不足 一一〇、八〇	二二八七七、七七	七七二〇、二八	二七九、四八
七年度	三三三八、〇〇	四五六〇、八九	不足 一一二、八九	二〇六六四、八八	二三八八、五三	九四二七、六四
合計	四一四、〇〇 利三六三、四〇 四四八〇七、四〇	二四、四一、五三		二〇六六四、八八	八〇二六、三四	五六二九、八二

補助金額欄ノ利トアルハ其年度ノ預金利子額ナリ

一金拾七万式千四百五拾九円式拾毫錢也 山鉾修繕予定見積総額

今後ノ修繕計画ノ概算

但シ明細別紙廿八通ニ依ル但シ三ヶ町未決定分ヲ除ク

以上

左記郭巨山町修繕届提出ス見積書ニ通添付合計参百五拾円也

百七拾円四方金物及金幣金物修繕 百八拾円山胴修繕

以上携へ十二月一日午後市役所へ出頭シ林一郎氏へ提出セリ

〔欄外〕

「昭和八年」

一月十七日市役所へ出頭シ昨年度収支報告書廿八通提出ス

同時二月十二日付月鉾真木竹式本新調三五、二五修繕届

提出ス（長刀鉾町未提出ノ為遅延今日ニ至ル）西村社会教育課長

北崎観光課長ヲ訪ヒ八年度補助金ニ関シ懇談ス并手財務部長ヲ訪

ヒシモ予算査定会ニ列席中ニテ面談シ得ズ

一月二十一日大西市会議員ヨリ市長ト会见シ補助金ノ件ニ付懇談スル

ヲ可トスト通知アリ廿三日午前十時会见ヲ約シ鉾及山当番へ同道方

通告ス因ニ廿三日市長不在ノ為延期ス廿四日午後一時半ニ会见ヲ約ス

一月廿四日午後一時鉾当番吉川氏山当番野田氏（高谷氏差支）ト同道

市役所へ出頭シ大西氏ノ紹介ニヨリ一時三十分大森市長ニ会见補助金ノ件ニ

懇談退庁ス

三月一日孟宗山町左記修繕届提出市役所へ出頭ス

刺縫修繕費五百六拾円（百子模様前掛一二〇、雲竜模様前掛一五〇 同付属

四〇、雲竜見送二五〇） 白茶金欄立桶 一二〇、糸地唐織 五〇

以上計七百三拾円ノ内金五百円也補助金支出願

三月七日午前十時市観光課長北崎巽氏ト会见ス観光都市トシテ観光

客誘致并ニ祇園祭宣伝ノ為東京へ鉾一基進出ノ計画アルモ予算関係

上市ガ主催シ難キニ付財団法人近畿協会（総裁清浦伯会長藤村男

京都大阪兵庫滋賀奈良ノ各府県ノ共同会）主催ニテ市ノ後援ニテ本月十七

日ヨリ二十七日迄十一日間（十七、八、九招待日）東京高島屋新館屋上ニ鉾建

設シ祇園囃子演奏ヲ実現セシメラル、様幹旋方依頼セラル然レ共古来

神事以外ニ鉾建設ノ前例乏シク（国賓グランツト將軍ノ為ニ御苑内ニ進出セルト昭和三年十一月御大礼ニ際シ洛北植物園ニ於テ市主催園遊会―国賓タル外国使臣、内閣諸公其他貴賢ヲ招待セル際ニ放下、岩戸ニ基ヲ出シタル以上二回ノミ）殊ニ洛外不出ノ前例ヲ破リテ遠ク帝都ニ持出スハ新例ヲ開ク重大事ニ付追テ協議ノ上何分ノ確答ヲ致スベシト答ヘテ午後月鉾町神事係山口氏ヲ訪ヒ（原則トシテハ山鉾総会ヲ開キ協議ノ上決定スベキモノナルモ時日切迫セルト総会席上ニテ直ニ可否決シ難ク―町代表者トシテハ何レ埴町ノ上町総会ノ決定ヲ俟タズバ即決不能―鉾九基ノ内裝飾完備セル月鉾ヲ第一ニ選定シ先ツ同町ノ同意ヲ求メン為）本件ヲ談合シ即時総会ヲ開キ可否ノ回答ヲ求ム同夜神事係有力者五名囃子方代表二名会合サル之ニ列席シ委細談ジ承諾ヲ求ム（鉾建設ハ運搬其他非常ニ重大ナル為裝飾品全部ヲ出陳スルコトヲ可決）略諒承ヲ得明八日町総会ヲ開キ九日囃子方ヲ召集シ正式決定ノ上回答サル、コトヲ約ス

三月八日北崎観光課長ヨリ電話アリ昨夜ノ要領ヲ語リ正式回答ハ九日迄猶予ヲ求ム尚神童裝束其他陳列ノ為借入斡旋ヲ頼マル

三月九日市役所北崎課長ヨリ電話アリ主催者近畿協会ニ於テモ是非尽力方懇望ニ付宜シク頼ムト申越アリ月鉾町ハ昨夜総会ニ於テ承諾可決ノ旨山口氏ヨリ聴取シ此旨市ヘ回答ス放下鉾町清水氏ヲ訪ヒ神童裝束出陳方申込ム協議ノ上同夜承諾ノ旨回答アリ

三月十日午後三時ヨリ清々館ニ於テ近畿協会小國賢太郎氏市觀光課吉川弥一氏高島屋社長代秘書濱谷由太郎氏祢宜中村信比古氏月鉾町中田、山口、小川、橋本四氏及小生会合ノ上種々協議ス席上重テ鉾建設ニ付懇望アリシモ諸種事情ヲ述べ裝飾品ノ展観スルコトニテ主催側ノ諒解ヲ受ク放下鉾町代表村田氏列席ノ筈ノ処差支ノ為不

参サル月鉾町囃子方ハ全期間出勤不可能ニ付五日間出勤ヲ引受ケ東上後事情許ス限り延長ヲ約スト昨夜決定セリ本日山鉾当番町ニ依頼シ全廿八ヶ町ヘ如上経緯ノ報告ヲ了ス

三月十一日午前放下鉾町村田氏ヲ訪ヒ懇談午後主催小國氏濱谷氏ト会见シ本件ニ関スル主催者側ノ支出予算ヲ尋ヌ結果月、放下町ノ希望モアリ之ヲ十分ニ充シ難キヲ思ヒ同席上ヨリ電話ニテ放下鉾町村田氏ヘ事情ヲ語り折角申込タルモ謝礼（昨日及今朝同氏ト会见ニヨリ同氏ノ希望額）ノ点ニテ貴意ヲ満シ難ク不恵諒解ヲ求メ出陳ヲ取消シ月鉾町中田氏ヘ此旨ヲ通告シ同町所蔵ノ神童裝束一式出陳方依頼ス今朝来鉾庫出シニテ一段落ノ為町員集合中ニ付早速協議スト答ヘラル本日午後四時八坂神社宮司清々講社幹事及各学区社長（春季講社祭ニテ集合席上）ニ本件ニ付報告シ諒解ヲ受ク本日主催者ト月鉾町ト交渉ノ結果鉾建設スルコトヲ月鉾町承諾セラル（前刻小國濱谷両氏ト会见ノ際ソノ空氣見ヘタルモ講社祭列席ノ為会见ヲ打切り謝礼ノ点ハ直接交渉ヲセラレタシト云ヒ置キシ為小生会见後ニ如上決定セリ）

三月十二日放下鉾町村田氏ヲ訪ヒ前日主催者ト会见ノ事情ヲ語リ配慮ヲ受ケシ事ヲ陳謝ス夜濱谷氏代古我氏来訪アリ經費ニ付懇談ス

三月十三日各新聞ニ記事見エ午前十時清々館集合氏神ニ祈念并奉告祭執行セラル北崎課長小國氏飯田進三郎氏清水良亮月鉾町十数氏列席ス席上小生ヨリ挨拶（月鉾町ヘ）シ次テ北崎濱谷小國三氏挨拶アリ山口氏答辞アリ昨十二日第二次庫出シアリ今夜山口氏先発東上セラル夜鉾重量ニ就テ尋合アリ（高層屋上ヘ建設ニ付監視庁ニテ許可保留セル為）予テ各町ヨリ提出ノ報告書ニヨリ参考ニ回答ス鉾取扱監視火災防止并ニ高島屋ノ宣伝ニ使ハザル様申込置ク

三月十四日夜行ニテ月鉾町十名大工、手伝、車方十五名東上セラル

三月十六日夜十時十四分発ニテ東上ス囃子方ハ七時三十分ニテ東上セラル

三月十七日午前九時東京着会場ニ向フ重量ニ関シ警視庁認可

遅レ昨日降雨ノ為仕事捗ラズ今朝来強風ニテ仕事不能ノ為鉾建設ハ

終リタルモ屋根及飾付不能囃子モ休止ス二階展覽会場ノ整備ニ努

ム正午過賀陽、東久邇、久邇各宮殿下御台覧アリ五時ヨリ貴賓

名士多数来場アリ二階展示会場ニハ月鉾本飾道具文書類神

童并ニ装束一式神輿及鉾七基模型傘鉾模型祇園会山鉾葵祭

時代祭写真三十数葉（市觀光課出品）ヲ陳列セリ各説明ヲ附ス

因ニ車ヲ屋上ニ搬出スルニ約四十五分（一枚ニ付）要シ全部持上ケニ二日間要セル由

三月十八日朝鉾飾付完成ス鉾上ニテ五回囃子演奏ス

三月十九日午前ヨリ前日ト同シク鉾上ニテ囃子アリ兩日共天候ヨク招待客

各日共一万名余相当賑フ

三月二十日日本ヨリ一般開場非常ニ混雜ス此日ヨリ午前十時十一時後一、二、三

四時各々十分ツ、囃子ヲナスコト、ス午後一時発列車ニテ月鉾囃子方取締

紀氏共ニ帰京（後九時京都着）ス本日月鉾町六名交替ノ為上京セラル

三月二十一日強風ノ為鉾真木上部折レタリ後チ大林組ノ手ニヨリ復旧セリ

但シ真木上部竹ノ部分折レタルモノニテ昨年神事終了後新調ヲ要スルモ

ノト認メ当年神事用トシテ新調済ニシテ謂所廢物（輸送ニ際シ荷貨車

ニ積込ムニ長過ぎ短ク切断ノ必要アル為即チ廢物ヲ持出シタル訳）ナレバ

折レタルモ当年神事ニ支障ナシトノ報告アリ本日ハ強風ノ為鉾上囃子ハ

中止シ特ニ余興場ニテ二回演奏ス

三月二十六日月鉾町首脳部四名再度東上セラル囃子方ハ廿四日中

（小生東上中ニ決定セルモノ）ニテ打切りノ処差支ナキ有志十七名居残り

昨今廿六日中演奏シ明廿七日帰京スルコト、決ス（囃子方東上者廿七名

ノ内紀氏廿日帰京九名ハ廿五日朝ノ列車ニテ帰京ス）

三月二十七日降雨中鉾仕舞シ（装飾品ノミ）廿八日跡仕舞シ同夜行ニテ

帰京セラレシ人モアリ中田氏ハ廿九日午後零時四十五分発ニテ帰途ニツカレ

同夜九時帰京ト報告ヲ受ク廿七日ニ宮司来場アリシ由

三月三十日主催者近畿協会代表シテ小國堅太郎氏挨拶ニ見ユ

四月一日月鉾町中田氏ヲ訪ヒ連日ノ勞ヲ謝シ其後ノ経過ヲ訪フ卅

日東京発送ニ付今朝着荷ノ箒貨車ノ都合ニテ今夜京着明朝

庫入レスト八坂神社々務所ニ到リ宮司不在ノ為中村祢宜及来会セル

清々講社幹事中林、森口、篠部北浦野橋五氏へ報告旁挨拶ス

四月二日午後四時社務所ニテ森口幹事ト会见シ月、鶏両町ノ年賦

金ニ付協議ス一時金ナレバ半額ニ減額ストノ事ニ付当該町ト協議ノ上

回答スル旨約ス四時三十分（三時開始ノ箒月鉾庫入遅延ノ為順延ス）無

事帰町御礼奉告祭ヲ執行ス終テ左阿弥ニテ高島屋主催宴会ニ

列ス出席者、宮司小生、寺村氏子総代月鉾町中田橋本山口紀、森

川五氏中村祢宜飯田新七氏総支配人川勝堅一氏濱谷氏古我氏

（北崎課長、小國氏不参）以上十三名七時開宴飯田氏ノ挨拶アリ小生及

宮司兩名謝辞ヲ述フ盛会二十時半閉宴ス

四月三日鉾道具残品今朝無事帰着正午庫入無滞終了ス高

島屋ヲ代表シ古我氏挨拶ニ見ユ

四月五日月鉾町中田山口橋本三氏挨拶ニ見ユ依テ同道ニテ（小生共四

名）近畿協会市役所へ挨拶ニ廻ル（小生ハ市役所ニテ月鉾町ノ人ト別ル

月鉾町三氏ハソレヨリ八坂神社其他へ挨拶廻リセラル）社会教育課ニテ

課長并係員二面会シ八年度予算ニ対スル謝意ヲ表ス

四月七日午前十一時月鉾町主催午餐会ニ招待ヲ受ケ（都ホテルニテ）出席ス北崎課長額賀宮司小國、寺村両氏外飯田社長月鉾町人々等十六名（竹上近畿協合理事欠席）山口氏町代表トシテ挨拶アリ飯田氏及宮司ノ謝辞アリ盛会ニ午後一時半散会ス

五月十九日予テ辞任申出アリタル山会長田中忠太郎氏ノ後任トシテ山会ニ於テ平井新兵衛氏ヲ推挙セラレ同氏ノ承諾ヲ得タル旨山当番山伏山町野田尚吉氏ヨリ通告アリ本年連合総会来ル廿四日中村楼ニテ開催スルコトニ協議決定シ来賓并ニ山鉾町へ案内ス

五月二十四日午後三時集合同四十分八坂神社本殿ニ於テ祭典執行四時十分中村楼ニ於テ総会ヲ開催ス

一、市補助金ニ関スル件 経過ヲ報告シ可及的補助金支出願出ヲ希望ス

一、本年度功勞者ノ有無調査申出ノ件 本月中ニ申告アリタシ申告ナキ町ハ功勞者ナキモノト認ム旨発表

一、本年度巡行ニ就テ道路ニ支障発見ノ時ハ当番町へ申込ヲ求ム

一、松原寺町田中氏巡行ヲ考慮シ二階改造セラレタルヲ以テ当番町ハ鉾町ヲ代表シ挨拶セラレタル旨報告ス

一、鉾当番ノ希望ニテ室町以西ノ山ハ可成室町ヨリ行列ニ参加ヲ望ム

一、山会長田中氏辞任平井氏就任ノ報告シ平井氏挨拶アリ

一、前会長田中氏昭和二年就任（ソレ迄ハ副会長タリ）以来ノ功勞ニ対シ

決議ヲ經テ感謝状及記念品（廿五円）ヲ贈呈シ同氏ノ謝辞アリ

一、五時開宴ス 中村祢宜森口清々講代表（宮司東上中ニテ欠席）

清水山鉾町常任幹事、平井山会長、吉川、川端鉾当番野田、高

谷両山当番外各山鉾町代表計三十三名盛会ナリキ

五月二十七日野田氏宅ニテ総会費決算ス鉾当番 吉川 川端 両君ト共ニ

一、金五円也 神饌料 一、金拾八円 世田分長一斗

一、金拾参円五拾銭 梅春払 酌人三人花代 一、金五円 酌人三名ト仲居祝儀

一、金六円 中村楼仲居三人 心付 一、金四円 配膳二人かん番 下足番心付

一、金百参拾四円拾銭 中村楼払 二、〇〇〇配膳二人弁当 四、〇〇〇手間

内訳 一一五、五〇御膳三、五〇 三十三人分 七〇〇折代かん番入用

五、〇〇酌人かん番五人弁当 六〇サイド二本

計金百八拾五円六拾銭 鉾当番二名出席 山十九ヶ町メ二十九人ニ割当

一ヶ町分六円四十銭ツ、 鉾町六十四円 山町百廿一円六十銭 以上割当

一、金貳拾五円 田中前山会長 記念品代 鉾町ヨリ四円補助

一、金貳拾八銭 同雑費 山町廿壹円廿八銭負担

一、金貳円〇一銭 昭和六年度不足金 清水立替金

一、金五拾五銭 山鉾記録帳一冊 合計四円也

一、金拾参銭五厘 招待状返信ハカキ付郵券代 山鉾各々貳円ツ、

一、金壹円参拾銭 山鉾連合会印刻代 分担ス

依テ鉾町七円ツ、十名分七十円入 総会費六十四円ト 右二口 六円メ七十円支出

残金ナシ山町ハ七円六拾三銭ツ、徴集ス

昨年度連合総会費左ノ通り（昨年当番ヨリ報告ナキ為追記ス）

一、金五円 神饌料 一、金貳円 清々館茶代 留守居心付

一、金四円 丹栄迄自動車代 一、金参拾円七拾五銭 吉今支払 酌人五人花代

一、金拾円 丹栄仲居心付 一、金五円 吉今心付

一、金壹円 男衆心付 一、金拾九円貳十銭 記念品 菓子器六ヶ代

一、金百廿八円十八銭丹栄払 一七、七六 酒代 一、六八 折廿三 三、五一 レモン十三 二、〇〇 かん番入用

内訳 一〇八、五〇 御ぜん三十一人

四、八〇 天ぜん六人

合計金貳百拾五円拾参銭

鉾九ヶ町当番二人分一町八円ツ、金八拾円入 差引百廿五円十三銭^{山町負担}
右之通ノ決算セラル之ヲ前例ニ徴スレバ一九、二〇記念品代及招待二名分七
円ヲ山鉾半分ツ、分担(十三円十銭ツ、)総会費一八八、九三ヲ廿九分シ六、五一五
ツ、鉾十人分六五、一五 山十九人分二三、七八トナル依テ鉾負担金七八、二五
山負担二三六、八八トス依テ鉾町ノ方ガ一円七十五銭余分ニ負担セシコト、ナル
本年ハ之ヲ平等割ニ割出シ徴収セリ依テ昨年ト本年ト合スレバ平
均セン後日ノ参考ノ為附記ス

六月一日市役所へ出頭シ左記届提出ス午後三時前出頭

一、山会長交迭届(五月二十四日付) 備考八坂神社へハ去ル五月二十六日郵送ス

一、木賊山町代表者交迭届(五月二十四日付)

前任森友七
新任鈴木治兵衛

一、岩戸山町修繕届鉾柱前二本金具参千貳百五拾円(四本六、五〇〇円
ノ内二本着工) 補助金千六百七拾四円貳銭支出残額町中支弁ス(中川淨
益見積)

一、白楽天山町修繕届胴卷三枚四九五円水引四枚三六〇円胴卷裏三枚

二七円水引上部釣金具竹櫛代四枚一六円計八百九十八円(中田藤吉見積添)

内五百貳拾円四拾参銭補助金支出ノ件 以上五月三十日付

新任社会教育課長伴正次氏ニ会見シ懇談ス本日提出ノ修繕届

書式従前通ノ処最近ニ至リ庁内上局ニ於テ届書ノ書式殊ニ金銭ニ

関スルモノ嚴重ナル由ニテ以後提出ニ対スル書式ニハ明細書(町代表者)

見積書(修繕請負者)ノ添附ヲ要スルニ付書類改訂再提出ヲ懇

望サレ之ヲ諒承シ再提出ヲ約シ退庁ス時二午後四時十分

六月八日午後二時市役所へ出頭シ岩戸、白楽両町修繕届再提出

併テ本年度補助金下附願(昭和五年書式通)日付記入セズ提出ス

祇園山鉾維持修繕費補助金支出願

左記明細書之通鉾修繕致スベク候就ハ補助金〇円〇銭也支
出致度候条御承認相成度此段御願申上候也

修繕明細書

一、金	内訳	数量	単価	金額	修繕費総額
品目					
以上					

昭和 年 月 日

町代表者住所氏名印

京都市長大森吉五郎殿

右書式ノ願書ニ請負者ノ見積書添付シ提出スルコト

六月十四日京都放送局ヨリ来ル廿五日記念放送(同局開設記念

日ニ付廿四、五、六日ノ三日間) 執行京都ノ年中行事放送ノ希望ニ付七月

行事トシテ祇園囃子演奏依頼セラル

六月十五日八坂神社祢宜中村氏へ本年度功労者氏名表提出シ

来ル二十日午前九時奉告祭并ニ感謝状下附依頼ス尚前山会

長田中氏が職七ヶ年今般退任ニ付特ニ感謝状交付ヲ依頼シ

岩戸船鉾両町及山会長山当番鉾当番及田中氏へ表彰式参

列方通知ス

六月十八日神戸参陵会ヨリ来月十六日鉾拝観并ニ宵山実況見物

希望ニ付特ニ便宜ヲ施ヘラレタシト陵墓守長大槻岩次郎氏ヨリ

申込依頼ヲ受ク

六月十九日放送局ヨリ来ル廿五日放送決定同夜八時ヨリ一時間京都

ノ行事十二ヶ月放送（七月祇園会放送ハ八時三十分ヨリ約五分間）廿三日午後テスト行ヒ度配慮方依頼アリ依テ船鉾町ヘ此旨依頼ス

尚巡行当日午後〇時五分ヨリ四十分迄全国中継ニテ実況放送希望ニ付考慮方申込アリ去ル昭和五年度ニ於テノ経緯ヲ語り実行不能ヲ語ル何レ後日面談協議ヲ約ス

六月二十日午前九時清々館集合第三回功勞者表彰式挙行

参列者功勞者左記八名 田中前山会長 鉾町代表清水 鉾当番

吉川氏 山町代表平井会長 山当番野田尚吉氏 岩戸山町竹内

氏 船鉾町神事関係者（木村 長江 小森 西垣 久保田）以上十九名

九時四十分本殿ニ於テ宮司以下七名ノ神官ニテ奉告祭執行ス

鉾町代表清水 山町代表平井 田中前会長 功勞者代表中西氏各

玉串奉奠式終リ宮司ヨリ感謝状并ニ功勞者省授与

特ニ本年ハ功勞者ヘ扇子参列者全部ヘ神饌一包ツ、神社ヨリ

授与セラル終テ神酒ヲ頂キ清々館ニテ休憩茶菓ヲ呈シ十一時

散会ス功勞表彰者氏名及経費左ノ如シ

前山会長田中忠太郎氏 七ヶ年在職感謝状贈呈

岩戸山町 中西幸治郎氏 棚橋弥助氏 岸田又兵衛氏

廣瀬喜三郎氏 北川甚五氏

船鉾町 湯浅秀二郎氏 安達市太郎氏 八田松太郎氏

金拾円也 神饌料 金五円 社務所諸員心付

金壹円也 清々館留守居心付 金六円 菓子代若狭屋二〇かへ三十人

計金貳拾貳円也 菓子三十人分参列者十九人 社務所各位へ十人分清々館留守番一 〆三十人

右経費割当金拾壹円ツ、岩戸船両町負担外ニ功勞章代

功勞章ハ岩戸山町保有分一ヶ保昌山町保有分三ヶ一昨年残清水

保管ノモノ一ヶ船鉾町保有分三ヶ以上八ヶヲ充当ス
〔葉書挟込〕

〔表〕

「下京区室町通綾小路下る

福井秀一殿

京都市中京区烏丸通竹屋町下ル

金光教烏丸教会内

金光教青年会京都連合会

」

〔裏〕

「本年度の京連はその活動の方針として、次の二

つをあげた

一、日参の励行

一、先生と真剣に取組む

ある団体の活動方針としては多少奇異の感を抱か
れることと思いますが、少なくとも、宗教的団体として

そのあらゆる活動の根底に最小限度の実践として

確保されていなければならないものとして、このことが

あげられました 更に具体的年行事として委員会を決

定をみた事項についてはお知らせ致しますが取敢ず毎月

一同の早朝参拝について 次の事をお知らせします

一、第一回早朝参拝 四月七日午前六時

一、金光教烏丸教会に於て

多数の御参加を祈ります 委員長

」

六月二十四日新町松原鉾巡行路ヲ検分ス例年岩戸山町ニテ岩戸船ノ両鉾

行違居リシモ作業困難ニ付新町松原南へ岩戸山ヲ引込ミ同所ニテ船鉾ヲ先
ニ入違スル事ヲ岩戸船両町間ニ協定（去ル二十日表彰式当日）成立ニ付之ヲ
検分ス同所道路狭キ為岩戸山曳込成否ヲ同町へ照合ス市役所ヲ訪
ヒ補助金支出願及本年度補助金指令下附督促ス本年度補助金ハ減
額サル、周囲ノ事情ニアリシモ関係吏員ノ協力ト大西市議ノ尽力ニテ
昨年通下附確定スソノ慰勞ノ意味ヲ加ヘ新任課長并ニ新山会長紹
介懇親会ヲ廿八日午后五時中村樓ニテ開催スルコト、シ課長及吏員三
名ヲ招待スルコト、ス

六月二十五日夜京洛歳時記放送（八時三十分ヨリ九時三十分迄）ノ為船鉾
町離子方ト共ニ放送局へ出向ス（去ル廿三日テストノ為演奏セリ）九時放
送同五分終了ス放送曲目ハ一月万歳二月節分厄払三月上巳節句（琴）

四月花見演奏（京ノ四季ノ内春ノミ）五月端午節句（金時ノ唄）六月愛宕千
日詣（落語）七月祇園離子八月六斎念仏九月明月（謡曲小督）十月

時代祭（山国隊行進曲）十一月空也忌（念仏鉢タ、キ）十二月顔見セ 以上

六月二十八日午前九時八坂神社々務所集合本年颯渡場所決定ニ関シ

協議会開催（昨午後社務所ヨリ通告アリ）鉾町代表清水良亮山会

長平井新兵衛山当番野田尚吉清々講社森口野橋浦本篠部

各幹事外ニ立会トシテ宮司称宜以上九名種々協議ス森口氏ヨリ

昨年ノ経緯及本年ニ於テ去十五日以来ノ交渉経過（昨年土橋氏トノ会見

要領ニヨリ立売中町ヨリ自主的ニ懇談ニ見ユル筈ナルモ何ノ沙汰モナキ故森

口氏ヨリ交渉ヲ開始サレ同町ニ於テ協議ノ結果同町公同組長西河氏宅ニ

於テ執行ヲ乞フ旨昨二十七日回答アリ依テ休息協議開会ノ旨）報告ア

リ山鉾町側ノ意見ヲ徴サル野田氏山町ノ希望トシテ例年一定ノ場所ニテ

執行セラレタク毎年場所変更ハ支障（颯渡役及人足共勝手悪ク）アリ角家

（西角ハ可ナルモ）ノ場合ハ辻ヲ隔テ、山ヲ待タセ颯渡終了後山ノ進出ニ際シ交

通整理ニ注意スルトモ整理困難ニ付其町ノ中央ノ家ヲ望ム南側ハ電車

線車道ヲ越テ颯渡シスル事故之又交通整理上北側ヲ望ム以上ノ理由ニ

依リ昨年ノ田中氏宅ヲ適當トスト意見アリ森口氏ヨリ昨年来ノ交渉経緯

上田中氏ニ限定不可能ノ事情ヲ述べラレ田中氏ト立売中町ト交互隔年決定

方承認ヲ求メラレ其事情ヲ諒トシ田中氏ト土橋氏（南側ナレトモ中央ニ付）ト

隔年決定ヲ協定ス此旨西河氏へ通告シ同氏ノ来会ヲ求メ関係者ヨリ実

情ヲ説明ス西河氏ハ大本氏ト兄弟ノ間柄ニアリ又同町間ノ種々事情ヲ述べラレ

明年以降ハ山町ノ意志ニ基クモ本年ニ限り同氏宅ニテ執行方希望ニ付

同氏ノ立場ヲ諒トシ今後山町ノ希望ヲ尊重セラル、事ヲ条件トシ本年

ニ限り場所ハ西河氏ニ一任スル事トシ午後一時解散ス同席上岩戸山ヲ

新町松原南へ曳込ム件談合シ諒解ヲ受ケ置ク尚同所ハ氏子外ニ付

稻荷神社へ通告ヲ要スルヤ否ヤ照合セシモ其要ナカルベシト答ヘラル

去ル四月二日森口幹事ト会見談合ノ月鵝年賦金一時償却ノ件

ハ両町へ通告シ再三接渉中ナルモ未確定ノ事情ヲ述べ一ヶ町ノミニテ

モ可ナリト意志ヲ表示サレ諒承ス午後五時平井山会長ト共ニ中村樓

ニ至リ待ツ五時半市役所社会教育課吏員高垣大本林三氏来

訪アリ遅レテ課長伴氏来会セラル日頃ノ尽力ヲ謝シ晚餐ヲ饗

シ懇談何レモ満足氣ニ見受ケラル

七月一日放送局ヨリ鉾巡行放送ニ付御相談申上度トノ事ニ付四日

午後四時放送局ニテ集合協議スルコトヲ約シ此旨放下岩戸船

ノ三ヶ町へ通告ス時間ノ関係上全山鉾巡行ノ実況放送ハ不可能ト

認メ右三ヶ町ノミヲ以テ放送計画ノ故他町へハ追テ決定ノ上通告ス

ルコト、シ案内ヲ發セズ

七月二日左記霰天神山修繕届提出ス岡本誠助見積書添フ

金物房掛飾台外箱付金六拾八円也 郵送ス

七月四日午後四時京都放送局ニテ協議会ヲ開催ス出席放下鉦町村

田加福両氏 岩戸山町廣瀬 竹田両氏 船鉦町長江 小森両氏 当番

町川端氏及清水 放送局高谷氏以上九名協議ノ結果来ル十七日

午後〇時五分ヨリ四十分迄巡行実況放送ノ件放送局ノ依頼ヲ受諾

シ右三ヶ町ニテ放送ス(時間ノ都合上全山鉦ノ実況放送不可能ノ故ニ)

放送場所ハ寺町通仏光寺下ル東側高橋氏方ニ機械ヲ設置シ放

下鉦ハ右場所ヨリ約十間北方ニテ停止岩戸船之ニ次テ時間到来ヲ

待ち放送以前ニ可成中食ヲ了シ正午曳出準備完了シ〇時五分

曳出シ各十分間ツ、放送スルコトヲ打合解散ス同席上山鉦関係

者ニテ平服着用者ハ一般民衆ト区分至難ノ為警官ノ整理上一定ノ

徽章佩用スルコトヲ協議ス尚従来ハ岩戸山ト船鉦ノ行違ヲ岩戸

山町ニテ行ヒタルモ種々不便ヲ感スル為本年ヨリ岩戸山ヲ新町松原

南ヘ曳込ミ船鉦ヲ先ニ行進セシムルコトニ確定両町間ニ諒解ナル依

テ同所南側ノ電線切断交渉方当番町ヘ依頼ス本件ニ関シテハ

去ル六月二十八日清々講社幹事ヘ報告シ承諾ヲ得タリ同所ハ稲荷

氏子ニ付稲荷氏子総代ヘ通告ノ要有無ヲ諮リタルニ其要ナシト

幹事森口氏ノ言明ニ付同町公同組合長迄事前ニ届出ツルコトトス

同日市役所ヨリ本年度補助金指令并ニ附属書類廿八通着ス

(八幡山町代表者藤木氏名ニ付新代表者三上氏ニ訂正ヲ求メ後刻訂正指令

着ス木賊山代表者鈴木治兵衛氏加治治三郎ト記入アリ之ハソノ俣修正提出ス

ルコト、ス) 届書、請求書、領収書ヲ作成シ鉦町ハ同日当番町ヘ伝

達依頼ス「指令発教社^教第・・号^教ノ字本年ナシ」

一、京都市指令発教社第一三一号昭和八年六月二十九日附市長大森

吉五郎補助金貳百貳拾円(山七拾貳円) 昨年通り 条件昨年通り

一、附属書発教社乙第五七号社会教育課長伴正次

七月五日鶏鉦町河添氏ヨリ同町借入金年賦ニテ清々講社ヘ償却

ノ処半格^{マコ}ニ低減一時返済済承諾ノ旨正式ニ回答アリ市役所林氏

ヨリ鬩渡場所ヘ区長臨場願至急提出ノ督促ヲ受ク山当番

野田氏ヘ補助金指令十九通外附属書伝達ヲ依頼シ書類四通

ヅ、調印取纏メノ件及清々講補助金交付日時、鬩取執行日時、昨

日決定放送ノ件修繕ノ向ハ届書提出ノ件山町附添者徽章佩用ノ

件(昨日協議) 以上伝達依頼シ鬩渡場所尋合ス去月二十八日集会以後多少

紛議生ジ(立売中町ニテ例年執行希望ノ由仄聞ス) 種々接渉^{マコ}折衝昨五日

両者協議ノ結果明年ハ追テ協議スルコト、シ本年ハ四条通堺町東入

南側土橋嘉兵衛氏方ニテ決定ノ旨回答アリ此旨直ニ鉦山当

番ヘ通告シ市長宛願書提出方依頼ス尚昨日鶏鉦町ヨリ回

答ノ趣八坂神社ヘ通告シ本日午後幹事集会ニ付報告ノ上何分ノ回

答スル旨約サル来ル十三日補助金交付ノ際清々講社対鶏鉦町ノ

正式応答会見ヲ打合ス午後当番町川端氏来訪ヲ受ケ鉦町五

ヶ町(長刀一ヶ町未提出放下、岩戸、船三ヶ町ハ既ニ直接当番町ノ手ヲ經ズ小

生手元ヘ提出済) 届書四通ツ、提出アリ午後五時森口幹事ヨリ電話

掛リ(今朝同氏宅訪問セシモ不在ノ為) 八坂神社ニ幹事参集ニ付来

車ヲ乞ハル直ニ出向森口 篠部 野橋 木村四氏幹事列席アリ鬩渡

場所決定ニ関スル去ル六月二十八日会见後ノ要領聴取セルニ西河氏ヨ

リ何等回答ナク(西河氏ハ二十八日中二回答スル旨申サレ歸ラレタリ) 待居

タル処六月三十日ニ至リ幹事会召集申込アリ七月一日午後三時協

議會開催サル立売中ノ町ヨリ出席者ナク下村萬次郎氏（豊園学区社長）瀬川清之助氏（長刀鉾町代表者ナルモ豊園学区学務委員ノ資格ニテ列席ノ由本人言明アリ）谷直太郎氏（長刀鉾町）出席アリ鬩渡場所隔年不承知ニテ絶対豊園学区ニテ執行ヲ要望サレ若シ希望ニ副ハザレバ豊園学区山鉾ハ巡行ニ不参加ヲ声明サル尚論議駁談ニシテ清々講幹事トシテ不肖清水ト協議セル旨談サレシニ鉾町代表ニ信任セズトカ其権限ナシトカ何等諮問ナシトカ瀬川氏ヨリ發言アリシ由（不肖此重職ヲ汚スコト久シク去ル昭和五年度總會ニ辞任申出シモ満場一致重任希望アリ任期四ヶ年ト決セラレ其任期中ニシテ何等誹議サル、余地ナク同氏ハ学務委員ノ資格―神事ニ無関係ノ職掌ニシテ且豊園学区最高役員ト自称セラレシ由―ニテ列席シ論理合ハズ結局去ル廿八日協定セル土橋氏ニ決定スレバ諮問ノ要モナク本来本事件ハ山ニ関係アリ鉾ニ關ナケレバ関係薄弱ナリ瀬川氏ノ言ハ公人ノ言ニアラズト思惟ス而モ昨年七月十五日鬩渡場所ニ關シ同様ノ言アリシ由仄聞ス加之同氏ガ昭和五年長刀鉾町代表者ニ就任サレシ以来諸届書提出甚シク遅延スルコト一再ナラズ總テ協調ノ精神ニ乏シク明年度當番町代表トシテ共ニ神事ニ関スルコト甚懸念ス）（余談ナカラ當時ノ心情ヲ記スモ敢テ個人ヲ誹難スル意志ニ非ズ後日ノ參考ト當時ノ実情ヲ明ニセン為也）結局懇談ノ結果土橋氏方ニテ執行ト略決定於テ確答ヲ約シ五時三十分散会シ昨五日正式ニ土橋氏ニ決定ノ旨回答アリシ由ナリ（因ニ本件ヲ学区ノ問題トスルコト不可ナリ下村氏モ其旨席上言明アリシ由又西河氏モ過日引受け置ナガラ本件ヨリ逃レテ東京ヘ行カレタル由実ニ誠意ナキ人々ト言フベキカ）次ニ鶏鉾町年賦金一時償還ノ件ニ付懇談ス

同町ノ借入金ハ貳千五拾七円六拾九錢九厘ニシテ内金參百円也明治二十五年十二月返却差引金千七百五拾七円六拾九錢九厘也ヲ明治二十九年ヨリ毎年參拾円也ノ年賦ニテ昨年迄三十七年間金千百拾円也償還差引六百四拾七円六拾九錢九厘殘金トナリ此半格參百貳拾參円八拾四錢九厘五毛ヲ參百円ニテ皆済トナルコトヲ交渉（ソレ以下ニ引下ケ要求シタルモ端金ヲ生ジ且ソレ以下ニ引下不能ニテ交渉不調）来ル十三日清々講幹事并ニ鶏鉾町代表会見ノ上正式ニ契約サル、事ヲ約ス尚月鉾町ヘハ再三回答ヲ督促スレトモ回答ナク本日以書面回答ヲ促セリ依テ同町ガ後日一時払込申出アルモ鶏鉾町比率ニ対シ不公平ナル処理ヲナサ、ルコトヲ清々講社幹事ニ要求シ之ヲ記録ニ止ムルコトヲ約束シ七時帰宅ス因ニ鶏鉾切捨率ハ五割三分七厘弱ニ当ル七月八日午前十一時月鉾町中田 槁本 射水三氏來訪ヲ受ケ清々講年賦金一時償却ノ件同町ハ予テ三分一二切下依頼アリ本日モ三百円ニテ皆済希望セラル、モ既ニ鶏鉾町ノ契約成立セル今日不公平ナル取計至難ニ付清々講ト直接交渉セラレタシト申シ種々談合ノ結果四百円ヲ以テ皆済交渉方委任セラル之ヲ諒承シ交渉ノ上何分ノ回答ヲナスベシト申置ク同町借入金額ハ千七百五拾円ニテ内七拾五円ハ明治二十九年六月ヨリ三十三年十月迄七円五十錢ツ、十回二分納差引金千六百七拾五円ヲ明治三十四年ヨリ貳拾四円ノ年賦ト定メ昨年迄三十二年間七百六拾八円返金再差引九百〇七円殘金ニ付此半金四百五拾參円五拾錢ヲ四百円ニ切下ケルコト、ナル依テ此切捨率五割五分九厘トナリ多年懸案ノ鶏、月、両鉾交替ヲ毎年鶏鉾先番トスル件ハ旧慣ニヨリ交替又ハ抽籤ヲ以テ決定スル様願ヒ度月鉾巡行遅延ニ因ル動議ニ付今後極力巡行ヲ早クスル様努力スベク言明アリ

七月九日清々講社幹事森口氏ノ来訪ヲ受ケ月鉾町申出ノ件ニ付協議ス追テ幹事協議ノ上回答ヲ約サル依テ月鉾四百円ニ決定

ノ場合鶏鉾ハ比率上拾五円割戻シヲ考慮ヲ求メ置ク

七月十一日鶏鉾町河野與助氏同町清々講社借入金一時払決定ニ

関シ挨拶ニ見ユ同町ノ意志ニテ多年ノ借金皆済ノ際ニ付清々講

社幹事招待方幹旋ヲ依頼サル月鉾モ決定セルコトナレバ同町ヘモ協

議シ其上具体的決定申越サルコト、ス月鉾町中田氏来訪アリ鶏

鉾町ト協同ニテ十三日午後五時西石垣武蔵野にて開宴ニ付宮司并ニ各

幹事ヘ通告方委任セラル同日一時償還金月鉾四百円鶏鉾ハ

式百八拾五円ト決定承諾ノ旨八坂神社ヨリ回答ヲ受ク此旨両町ヘ告ゲ

七月十二日朝京都放送局ヘ左記申込ム一昨十日大毎京都欄「祇園祭

放送その方法決る」記事中本年ノ放送時ガ例年中食休憩中ナル為

OKニテハ特ニ関係代表者ト種々懇談ノ結果放下、岩戸、船ノ三ツヲ

「其時間内ニ放送所ヲ巡行サセ^ルコト、決定云々（後略）」ト掲載アリサセ

ルトハ山鉾ノ權威ニ関スルコト故抗議ヲ申込ム同局ニテハ特ニ懇請シ

御援助ヲ受クルコト故謝意ヲ有シ居ルモ新聞記者ノ誤リナリトノ事

ニ付当日発表（ラヂオ欄^ニ）アルベキモノハ訂正ノ意ヲ含メ此点慎重ニ

文案ヲ作ラレタシト申込ミタリ

七月十三日朝九時市役所出頭シ昨日申越ノ山順番表（昨年分）十

枚及八坂神社ト祇園祭三冊提出シ鬺取ノ件ニ付打合セ上水課田辺

九十九氏ヲ訪ヒ新町松原防火栓標示灯撤去ニ関シ懇談ス十時

八坂神社ニ至リ本年度補助金受領鶏月両町ハ代表者両三名

ツ、来車セラレ鶏式百八十五円、月四百円皆済金ヲ差引残金受

取ラル同時ニ借用金皆済ノ証書交附セラル他ノ六ヶ町分ハ当番町

川端氏受領セラレ各町ヘ分配セラル終テ清々講社幹事六名宮司

祢宜鉾当番川端氏山当番野田氏山見習伯牙山町三上高野両氏

（平井会長欠席）山鬺渡場所ニ関スル昨年来ノ経緯ノ説明ヲ受ケ

明年度ノ参考ニ資シ併テ本年鬺渡ノ受渡方法打合ス（四条通り

道路拡張後南側ニ於ケル鬺渡ハ本年ガ始メテナリ）市役所ヨリ鬺取

十五日午前十時貴賓室ニテ執行ノ旨発教社一四式号ヲ以テ通知アリ

六時月、鶏両町主催慰労宴（西石垣武蔵野ニ於テ）ニ列席ス宮

司祢宜清々講社幹事篠部北浦森口川本野橋木村六氏及小生

主催者鶏三名月四名以上列席

七月十四日中京区長二面会シ十七日二十四日両日鬺渡出張方依頼シ従来

ノ慣例ヲ具陳ス（同区長ハ今回初メテ故面談方昨日市役所ヨリ依頼サレ

シ為ナリ）

七月十五日朝市役所ヘ出頭シ請書（七月四日到着日付）請求書（指令

写及条件書添付）届書（南観音住友定期鶏住友特当北観音函

谷船常明三井定期他ノ廿二ヶ町ハ三井特別当座）以上各廿八通ツ、

提出ス請求書及届書ハ本日付ナリ次ニ鬺取休憩室ニテ山町代表

ニ対シ十七日鬺渡所変更ノ件及鬺渡方法打合セ山廻シ右廻ノ事、松原通

烏丸迄行列シ解散ノ件諒解ヲ求メ十時十分大森市長及助役教育部長

社会教育課長額賀宮司、篠部木村両幹事清水平井立会人代表者ノ

列席ニテ抽籤開始ス左ノ如ク決定十時五十分散会ス長刀、木賊油天神

芦刈函谷郭巨山伏太子鶏保昌霰天神孟宗月占出白楽天

伯牙放下岩戸船以上北観音橋弁慶鯉八幡黒主常明鈴鹿

行者南観音以上社会教育課長伴氏同係員高垣大本林三氏監理

課長森氏鉾曳初運行ニ乗リタキトノ申込アル船鉾ニ以上五氏乗ラル

岩戸山町ヨリ新町松原南側電灯線ノ下ノ電話線及防火標色灯^(ツ)ノ切断并ニ撤去方申込アリ

七月十六日岩戸山町ヨリ申込ノ電話線切断ニ関シ五条署及元両替町派出所へ照会ノ結果警察電話ニアラズト回答アリ通信局市役所及電灯会社へ照会セシモ日曜休日ノ為係員不在要領ヲ得ズ此日宮

司及清々講社幹事篠部森口木村三氏各銓參觀セラル三時神

戸参陵会々員十数名船、月、長刀觀覽ノ案内ヲナス(天候悪キ為ニ少人数ナリキ)時々降雨アリシモ夜雨止ミタル故賑ヒタリ

七月十七日早朝ヨリ市役所通信局電灯会社五条署へ再三交渉

電話線ノ所属不明ニテ会社ハ警察線ト云ヒ警察ハ会社ナリトテ結局警察ノ許可ヲ以テ会社へ切断委任ス市上水課へ標示灯撤去ヲ

依頼ス其後会社ト再三応答シ初ハ会社ガ承知セシニ結局高壓

線ハ予メ準備ヲ要スル為容易ニ切断不能ニテ強テ切断シタル為

多数ノ觀衆ニ危害ヲ与フル事ヲ怖ル、ヲ以テ本年ハ切断ヲ免除サ

レタシトノ事ニ付右ハ当番町ヨリ予テ申込アルモノニテ今俄カニ申込ミタルモノニ非ズ然レ共之ガ為ニ一人デモ傷害者ヲ出ス事ハ不祥ニ付本年ハ切断ヲ見合ス明年ハ必之ガ実行ヲ求ム午後当番川端氏ヨリ右ニ関シ

切断サレザル事ヲ陳謝釈明アリ上水課へ上記事情ヲ具陳シ諒解ヲ求ム午後〇時五分寺町仏光寺下ル高橋方中継ニテ放送開始ス放下岩

戸船順次十分間ツ、放送ス今朝九時出発時ニ降雨アリ出立稍遅レ

シモ其後晴レタリ然ルニ午後三時前ヨリ大驟雨ニ見舞ハレ各銓何レモ困難セシモ三時半無滞帰町ス

長刀函谷鶏ハ降雨前ニ帰町シ異常ナシ山同断月以下放下岩戸船ヘ大雨ニ逢ヒ大ニ困難ス

七月二十二日電灯会社沢村氏ヨリ電話カ、リ新町松原電線切断ハ地下

線工事施工ノ必要アリ為ニ予メ其用意ヲ要スル故此際書面提出方

申越アリ尚右工費ニ関シ見積ノ上協定致シタシトノ事ニ付之ガ費用ノ負担ヲ銓町ニ課セラル、事ハ迷惑ニ付社費ニテ負担願ヒタシト申置

ク追テ協定スベキ故兎モ角書類提出セラレタシトノ事ニ付之ヲ諾ス八月二日午前十時市役所へ出頭シ本年度補助金參千參百四拾八円

受領ス(銓二百二十円山七拾円ツ、)十一時山会長平井氏宅ニテ山当番

野田氏銓当番川端氏ト会见シ右補助金各町へ配付方依頼ス

尚市吏員招待費及当番町慰労会費トシテ銓四円ツ、山三元五

十錢ツ、徴集スルコトヲ協議ス剰余金ヲ生ジタル時ハ次年度へ繰越

スコト、ス

八月四日午前川端氏ト同道シ左記書面電灯会社へ提出ス

御願

祇園山銓巡行ニ際シ例年七月十七日左記電線切断御願

申上度ニ付何分ノ御配慮相煩ハシ度候

一、松原通南側新町通ヲ横断セル線

右ハ従来ノ巡行ニ際シテハ支障ナカリシモ新町通高辻北入町ニ属スル岩戸山ガ新町通仏光寺北入町ニ属スル船銓ノ先番ニ巡

行スル慣例ニシテソノ所属町ヘノ帰還ニ際シテハ岩戸山町ニ於テ両山銓ノ先後繰替行違居候処道路幅員狹隘之為意

ノ如ク操作致シ難ク毎年多大ノ困難ヲ感ジ居候故本年協議之上新町通松原南へ岩戸山ヲ曳込ミ其間船銓ガ先行

スルコトニ致度就テハ明年度ヨリ是非切断御願申上度此段予メ書面ヲ以テ及御願候也

昭和八年八月四日 京都市下京区新町通仏光寺北入

祇園山銓連合会代表者 清水良亮印

京都電灯株式会社

同日市役所へ左記修繕届提出ス 楊梅西洞院東入 見積書添付ス
森本安之助

金四千百九拾六円修繕費総額本年度支払額壹千円九年度壹千円
放下鉾町修繕 十年度壹千円十一年度壹千九十六円

内訳

屋根破風鋸金物	四個	小計	一、六〇〇円
中散風風浮出金物	四個		二七六円
同下端	四個		四九五円
天平唐草鋸金物	四個		一、九八〇円
同	四個		二〇〇円
木口唐獅子彫金物	四個		二六〇円
裏側金物	四個		六五円
同	四個		二六〇円
二重亀甲上角金物	四個		二六〇円

右本年度支出額參千円二対シ式百六拾貳円八拾參錢補助金支出願
同日午後放下鉾町村田川北清水三氏ノ訪問ヲ受ケ例年月鉾巡行遅延
ノ為ソノ後ニ巡行スル同町トシテハ帰町甚シク遅レ殊ニ本年ノ如キ大雨ニ遭
遇スル等迷惑故明年度ヨリ鵜月放下ノ三ヶ町抽籤（又ハ月放ノ二ヶ町
ニテモ可ナリ要スル二月ノ先番ヲ希望）シテ順番決定斡旋方申込マル
之ニ対シ自分トシテハ主旨諒承スルモ伝統旧慣ヲ重ズル祭礼ニ付
俄ニ慣例ヲ破ルコト至難ニシテ予テ鵜、月両町間ノ先番交渉ノ
経緯ヲ話シ要スル所ハ月鉾巡行進捗ヲ謀レバ此問題ハ解決
スルコト故明年度総会ニ巡行ノ遅レザル様交渉シ責任ヲ以テ月鉾
町ノ実行ヲ促ス様連合会ノ総意ヲ以テ勧告スルコト、シ其方法トシ
テ曳子人足ノ増員及車方ノ改善并ニ中食休憩ノ短縮ヲ即時実
行シ尚車ノ改修ニ努メラル、事トシ若シ同町ニ於テ誠意ヲ以テ
実行セラレザル時ハ即チ放下鉾ノ申出ノ如ク抽籤ノ方法ヲ執ル
コトヲ附帯条件トスルモ可ナラン明年総会マテ之ヲ保留シ同席上

動議提出セラレタシト答置ク

八月廿三日左記八幡山回収届吉田伊之助見積書添付提出ス（郵送）
綴錦見送り修繕 四二八、六〇 緋羅紗ニヤル三分 二十円替 四六、〇〇
右仕立代 一五、四〇 金具二個 五円替 一〇、〇〇
合計金五百円也

八月二十八日左記二ヶ町修繕届市役所大本岩七殿宛郵送ス

船鉾修繕総額金五百円也 中田見積書并ニ山鹿清華氏実費弁償事由付記

手織錦雲竜図	一枚	三〇〇、〇〇	金地雲刺繡結直シ	五〇、〇〇
舳隠前掛下部			三段幕前掛上部一枚	
納戸地岩浪刺繡直シ		二四、		
三段幕前掛中部一				
綴錦地塩□真	一枚	三六、〇〇	縁地猩々緋本	三〇、〇〇
入捻トジ代			絨生地一枚	房掛金物
十ヶ三〇、〇〇				
二ヶ五〇〇				

前掛三綴幕仕立代二五、〇〇以上五百円支出ノ件

黒主山修繕総額金貳百拾壹円也高家伊助見積書添付ス

織物地同巻	二七、〇〇	綴地支那縫	七五、〇〇	綴地前掛	一二、五〇
修繕三枚		前掛一枚		縫直シ一枚	
綴地横掛一枚修繕	八、五〇	緋羅紗地一枚	五、五〇	織縫地横掛	二二、五〇
一枚修繕		裏掛一枚		修繕二枚	

見送縫修繕五〇、〇〇以上 貳百拾壹円支出ノ件

九月七日午前十時半電灯会社技術員二名来訪アリ去月四日提出ノ新町

松原電線切断ノ件ニ付現場視察立合ノ為岩戸山町廣瀬竹内両氏ト

同道現場へ赴ク種々視察協議ノ結果該箇所ノ電線切断（高壓線ニ付

予メ地下線ニ工事替ノ必要アリ）スルトモ岩戸山ヲ南へ引込ノ成否疑問ト電柱ノ

支柱設置不可能ニ鑑ミ寧ロ松原烏丸ニ於テ行違スルヲ便宜ヲ認メ岩

戸山町ノ承諾ヲ得テ明年度ハ松原烏丸ニ於テ行違スル事ニ決定シ先キ

ニ提出セル願書ハ撤回スル事トス但シ明年実施ノ上何等支障ナキ

時ハ例年ノ恒例トシ若シ支障ヲ認メタルトキハ更ニ会社ト協議スベキ旨

約束ス猶新町松原北入東側電柱ヲ成徳校非常門側溝内^(マ)へ移転スル事ヲ会社へ依頼ス

九月八日左記願書成徳学区学務委員宛提出ス但シ口頭ヲ以テ昨七日夜上田学務委員へ依頼セリ添付ノ図面ハ記載省略ス

祇園会山鉾ノ巡行路タル新町通松原北入御影町ハ道路幅員狹隘ノ為予テヨリ巡行困難ニ候処一昨年同町西側ニ横山氏ガ家屋新築セラレ其屋根底ガ鉾屋根底ヲ高サ等シクナリタル故一層巡行上支障ヲ来シ且東側ニ電柱アリ為ニ東へ避ケ難ク各鉾町共十分ノ注意ヲ払ヒ順行致居候へ共往々横山氏屋根底又ハ電柱ニ突当リ年々相互ニ多少ノ損傷ヲ蒙リ居候次第ニ付今般電灯会社へ交渉致シ御校非常門前ニアル電柱ヲ別紙図面ノ如ク東方約二尺学校敷地内へ移転致度候間御許容相願上度此段及御願候也

昭和八年九月八日 山鉾連合会代表者 清水良亮

成徳学区学務委員御中

九月十二日午前市役所國島庶務課長ヨリ鉾ノ沿革并ニ所有權等ニ関シ調査シタク不日吏員派遣スベキ故便宜ヲ得タシト依頼サル
九月二十日午後一時函谷鉾町十合氏代川端氏ト共ニ市役所ニ出頭シ國島庶務課長 赤城武氏外数氏ト面談シ函谷鉾史ヲ提出シ鉾沿革并ニ所有權等ニ付質疑ニ応答シ三時三十分退出ス朔日國島課長ヨリ依頼アリ既ニ一昨日川端氏ノ諒解ヲ得テ函谷鉾史借用依頼シ本日市役所へ出頭打合アリシタメ同道出向セシナリ

十月九日市役所庶務課ヨリ船鉾町有家屋ニ関スル訴訟ニ関スル書類并ニ町申合書類閲覧方依頼アリ船鉾町公同組合長木村勘兵衛氏へ依頼セシニ同夜拒絶サレタル為翌十日市役所へ書類見当ラザル為後日面

談委細申上ケル旨回答ス

十月十六日左記修繕届ニ通提出ス

伯牙山町黒本絨定紋付胴卷^{前後二枚} 百三十円 計金貳百九拾円^{永村重輔見積書添}
南観音山町天水引赤地フクリン木瓜紋縫直シ^{木瓜十枚} 二十五円 同用本金箔皮
十二坪 三十二円四十銭

右仕立代 四枚 二十円 緋羅紗下水引岩波縫直シ 四枚 二十円
同千鳥縫直シ^{千鳥三十四疋} 四十円 下水引四枚金箔押皮八坪 二十一円
六十銭

同仕立代 四枚 十六円 雨具破直シ 五十銭
下水引四枚舞榭模様縫ツメ直シ^{手間五十円分} 百五十円 同上別染糸代
二十円^{以上高家伊助見積書付}

音頭取紐房 三本 九十円^{湯浅茂三郎見積書付} 以上計四百卅五円五拾銭
庶務課ニ於テ赤城武氏并ニ係員ニ面会シ談合ス山鉾町家屋共有者連名調査依頼ヲ受ケ之ヲ諾ス

十月二十日左記願書ヲ市役所へ郵送ス

祇園山鉾ニ関スル補助金下附願
祇園山鉾巡行之神事ニ供スル山鉾ノ維持修繕費ノ明昭和九年度補助金鉾九基ニ対シ金貳千七百円山十九基ニ対シ金壹千九百円合計金四千六百円ノ補助金御下附相願上度茲ニ山鉾町会代表者連署ヲ以テ伏シテ懇願候也

昭和八年十月二十日 京都市下京区新町通仏光寺北入船鉾町
鉾町会代表者 清水良亮
京都市中京区錦小路通室町西入霰天神山町
山町会代表者 平井新兵衛

京都市長大森吉五郎殿

庶務課長國島高一殿ヨリ依頼ニ係ル山鉾町有家屋所有名義調査ノ

上左之通り第一回十一月十二日第二回十二月十日報告ス

長刀鉾 函谷鉾 小泉新七他四名

月 鉾 橋本彦太郎外六名 鶏 鉾 小泉伊兵衛外三名

放下鉾 財団法人放下鉾保存会 岩戸山 中西幸治郎外十一名

舟 鉾 木村勘兵衛外廿二名 北観音山 山田末次郎外九名

南観音山 榊井増蔵外六名 橋弁慶山 平井仁兵衛外二名

鯉 山 三宅喜三郎外三名 八幡山 若井清七外十五名

黒主山 吉田又四郎外十三名 常明山 吉居佐助他八名

鈴鹿山 六鹿清治外十二名 役行者山 大川金七外八名

郭巨山 田中文治郎外五名 木賊山 町内土蔵建築出願中
伊吹豊次郎氏所有土蔵ヲ用フ

白樂天山 小杉善太郎外十名 油天神山 藤沢松之助外二名

芦刈山 梅原長兵衛他二名 占出山 小田善之助外四名

太子山 秦與兵衛（代表者一人） 山伏山 富田富太郎外三名

孟宗山 町有（名義代表市長） 霞天神山 平井新兵衛外三名

保昌山 財団法人保昌山保存会 伯牙山 町有ナシ 杉本新左衛門外五名
共有物借用

〔欄外〕

〔昭和九年〕

一月十二日昨年度補助金収支報告届二十八通（鉾町分九日山町分十日夜纏）

并ニ左記月鉾町修繕届市役所へ提出ス併テ九年度補助金依頼ス

月鉾町修繕参拾五円也屋根破風金具式個修繕（中野喜兵衛見積）

同胴掛四角本金房四個拾八円也（小川芳之助見積）以上計金五拾参円

昨年度未現在収支届廿八ヶ町分累計高左ノ如シ

前年繰越高 二一、三〇三円六一 本年補助金 三、三四八円〇〇

本年度利子 六〇三円九五 以上合計高 二五、二五五円五六

本年支出高 十一ヶ町分 四、九九七円〇三 差引現在高 二〇、二五八円五三

因ニ町費支弁支出額孟宗三〇円岩戸一五七五、九八白樂三七七、五七放下七三七、一七

以上合計二、九二〇円七二依テ補助金支出高ヲ併テ七、九一七円七五トナル

一月二十四日市役所大本氏ヨリ電話ニテ市会答弁資料トシテ九年度修繕ノ

予算表ノ提出并ニ市監理部ヨリ各団体補助金ノ検閲ニ出向スルヤモ計リ

難キ故手落ナキ様トノ注意アリ直チニ各当番ヲ経テ山鉾町へ通告ス

二月廿三日左記保昌山修繕届并ニ本年度修繕予定表提出ス（郵送）

〔欄外〕

〔各町予算〕

見積提出

遅延ノ為メニ

本日郵送ス

欄椽金具一組修繕七百五十円也（中常見積添） 内参百八十参円四十銭
補助金支出ノ件

九年度修繕予定表左ノ如シ

〔欄外〕

一油天神山及

太子山両町

見積中ニ付

追加届出

可仕候事

函谷鉾 本飾ハミダレ三段水引五千円 屋根六百円

月 鉾 屋根破風金具修繕三十五円 本金房十八円

② ③

放下鉾 屋根金具修繕四千百九十六円ノ内本年度支出額壹千円 ③

岩戸山 柱金具修繕昨年継続参千貳百五拾円内本年支出額千円

船 鉾 本飾艫隠常飾水引修繕千五百円

保昌山 欄椽金具 七百五拾円 ③

芦刈山 胴巻見送天王様衣装 五百円

橋弁慶山 弁慶殿黒革緘鎧修繕 五百円 以上合計一九、五九九円
内本年予算一〇、九〇三円

〔欄外〕

〔二函谷鉾及

船鉾ノ修繕

ハ数年前迄

依頼中処大

修繕ニ付本

年度ニ完成

スルヤ否ヤ不明

ノ旨附記ス ー

二月十三日皇太子殿下御降誕奉祝小国民博覧会準備委員東山一雄氏（阪急会社員）ノ来訪ヲ受ケ鉾建設ニ付懇談アリ事情ヲ詳述シ之ヲ拒絶ス

二月十四日市社会教育課大本氏ヨリ補助金調査ニ付吏員派遣セラル、ヤモ計リ難ク重テ注意アリ依テ突然出張アリテモ関係町代表者不在ニテハ所詮ナキ故予メ時日打合願度尚一応小生ト面談希望スル旨申置ク此件ハ去月廿四日当番町ヲ經テ各町ヘ移牒済ニ付再ビ通告セズ

五月七日郭巨山、霞天神山両町代表者更迭届及山鉾総会案

内状市役所ヘ発送ス八坂神社及清々講社幹事ヘモ案内ス

五月九日電灯会社員ノ来訪ヲ受ク新町通^{松原}上ル東側電柱移転之件

（昨年九月七日依頼済ノ件）ニ付懇談ス其際成徳学区ヘ提出ノ願書（昨九月八日付分）并ニ成徳学区学務委員ヨリ市役所ヘ申請書（以上二通ハ市ヨリ廻付アリ会社ヨリノ願書ヲ添ヘ^マ再提出ノ為）右電灯会社ヘ渡ス

五月十一日午後三時集合三時四十分祭典執行終テ神酒ヲ受ケ四時二十分ヨリ中村楼ニ於テ総会開催左記協議ス

一、市補助金并ニ清々講社補助金昨年通交付セラル旨報告ス

二、本年度巡行ニ関シ御氣付ノ点御希望ノ点当番町ヘ御申出ヲ乞フ

三、功労者調査ノ上本月二十日迄ニ清水宅ヘ御申出乞^{申越ナケレバ無キモノト見做ス}

四、巡行当日山鉾関係者徽章佩用セラレ度申渡ス

五、本年度闖取七月十五日日曜ニ付変更ノ件協議結果^{例年十二日ト決定ス}

六、連合会費山鉾共一定ニ協定ヲ希望ス山町ニテ協議ヲ依頼ス

七、放下鉾町申出月鉾鶏鉾^マト籤取り先順決定ノ件^{関係町ニテ協議ヲ希望シ置ク}

曳子増員車ノ改修中食時間ノ短縮シ巡行ノ進捗ヲ計ル事

〔欄外〕

〔未定〕

八、報告雜件昨年総会後ノ事務報告左ノ如シ

イ、六月二十日第三回表彰式挙行前山会長田中氏及岩戸山町五名船鉾町三名

ロ、六月二十五日京洛歳時記放送ス

ハ、山闖取場所決定ニ関シ六月二十八日協議セシガ当年度決定ニ関シ各山

町ノ意見ヲ徴シ度当番町迄文章又ハ口頭ヲ以テ御申告ヲ願置ク

ニ、七月十七日第二回実況放送ヲナセリ

ホ、九月二十日庶務課ノ希望ニヨリ川端氏ト共ニ出頭シ函谷鉾史ヲ供覽ス

ヘ、監理部設置ニ付検閲セラル、ヤモ難帳簿確然ト記入セラル、事^マ

ト、昨年中ニ提出セシ修繕届十一通 本年一月以来二通伝達セル事ヲ報告

チ、御影町東側電柱移転交渉報告ス費用ハ会社ガ負担スルモ敷地ノ復旧ノ負担ニ付鉾町ノ諒解ヲ求メ置
リ、松原烏丸ニテ岩戸山船鉾入達ノ件ヲ報告ス

九、役員選挙鉾町代表改選清水良亮重任満場一致決定

山会長選挙郭巨山町平岡新太郎氏二満場一致決定

清々講社幹トシテ山鉾町ヨリ一名推薦ノ件ハ鉾代表清水良亮ニ決定

十、本日来賓トシテ清々講社幹事市役所神社以上十三名招待ノ件ヲ報告

諒解ヲ求メ神社ヨリ神酒五升并ニ清々講社ヨリ総会費補助金交付ノ旨報告

以上報告承認ヲ得時ニ五時過來賓ノ来着遅延ノ為六時開宴ス

出席者宮司 祢宜 幹事森口、木村、野橋三氏 市役所伴課長 多田 林

高垣 大本四氏以上十名 山鉾代表廿八名及清水計三十九名 川本 篠部両氏

へ膳部送ル各自歡ヲ尽シテ鬩散会ス

五月十二日市役所及宮司殿へ昨日ノ来会ヲ謝シ挨拶状発送ス及左記油天神山修

繕届并ニ代表者交迭届^(ママ)発送ス 山会長更迭届市長及神社宛提

出ス^(ママ) 小平岡氏ニ依頼委任^{六月一日神社提出ス} 天神山代表者岸田^{六月三日市役所へ郵送ス}

平助氏改メ原太三郎

一見送胴巻刺繡修繕 三六〇円 一、同上裏及仕立代 一五〇円

一房糸十本 一七〇円 以上六百八十円 藤沢松之助見積添

一御本宮修繕 八五円 一屋根 三〇円

一同箔押極彩色 四六〇円 以上五百七十五円 田中林次郎見積添

計金千式百五拾五円也 内千百参拾参円八拾六錢補助金支出件

市役所ヨリ寄贈サレタル美術展覽会招待券各山鉾町へ配付ス

六月四日電灯会社池田静二郎氏来訪ヲ受ク新町松原上ル東側ノ

電柱移転ヲ了シタル旨通告アリ

六月十八日午後三時八坂神社本殿ニ於テ第四回表彰式挙行ス

功労者岩戸山町員 福山市蔵氏 青谷松次郎氏

片岡龍太郎氏 福野信吉氏

吉田嘉之助氏

同町囃子方 長谷川宗一氏 野崎友次郎氏

以上七名参列者清水、鉾当番町長刀 山当番行者山岩戸山町廣瀬竹

内両氏計五名(山会長平岡氏 山当番伯牙山欠席) 三時半宮司外四名ノ神

官ニヨリ奉告祭アリ岩戸山町代表廣瀬 受賞者総代吉田両氏玉串

奉奠宮司ヨリ感謝状記念扇授与セラレ功労者ニ対シ祝辞ヲ述ベラ

ル式終了後神酒神饌ヲ頂キ社務所ニテ休憩シ四時半解散ス

経費金拾円 神饌料 金五円 社務所請負心付

金参円^{若狭屋二〇カヘ} 計金拾八円 岩戸山町負担^{ちこ餅十五人分}

功労者章不足ニ付紹美へ注文シアリ本月中ニ出来ノ筈ニ付追テ交付ス

〔欄外〕

「功労者章岩戸山町へ十ヶ渡シ本年七ヶ使用昭和十年二ヶ買受残一ヶ」

六月十九日市役所大本氏ヨリ電話ニテ監理部ヨリ補助金ノ収支調査

ニ出張申込ニ付日時場所ヲ打合ス依テ廿一日午前十時ヨリ成徳校ニ

於テ第一回鉾四ヶ町調査ヲスルコト、シ函谷、月、船、岩戸ノ四ヶ町へ

此旨通告ス尚山鉾当番ヲ經由シ近日調査アル旨通知シ注意ス

六月二十一日午前十時成徳校ニ於テ待合ス監理課長森氏同吏員

亀井幸作 袴田孝両氏并ニ社会教育課長大本氏出張セラレ船、函

月、岩戸順ニテ正午過調査終了昼食ヲ饗シ明二十二日午前十

時ヨリ第二回調査ヲナスコト、約シ一時半散会山当番中村氏へ此旨

通告山十二ヶ町へ明日出頭(帳簿、通帳、関係書類) 方通牒ス

本月ノ調査四ヶ町共全般ニ涉リ完備シアリ合格セリ

六月二十二日午前十時於成徳校ニ於テ前日ニ次テ山町検閲ヲ行フ
木賊 芦刈 油天神 占出 山伏 太子以上午前中 午後伯牙 孟宗 保昌

霰天神 郭巨 白樂以上十二ヶ町相済ミ午後二時半散会次回廿五日ト定
メ此旨山鉾当番ヘ通告方依頼ス本日ノ調査ニ関シ何レモ全般的ニ完
備セルモ唯伯牙山町昭和七年度利息実収入ヨリ十錢過上ニ届出アリシ
為帳簿トハ現在高十錢不足セリ之ハ銀行通帳ニテ証明ヲ受ク依テ本
年度利息中ニテ加減スル事ヲ諒解ヲ求ム白樂天ノ昨年支出ノ領収書
持参ナカリシ為(昨年組合長不在ノ為見当ラズ) 後日提出ヲ求メ置ク
平岡山会長ヨリ左記願書提出アリ依テ之ニ副申ヲ附シ八坂仁神社ヘ送ル

山順番蘭渡場所ニ関スル御願

昨昭和八年七月十七日山順番蘭渡場所四条通堺町東入南
側ニ御設置ニ相成候処道路幅員并ニ山廻シノ関係上甚シク
不便ヲ感ジ候ニ付本年度御決定ニ際シテハ北側ヘ御設置相成
候様御考慮相煩シ度茲ニ関係山町代表者連署ヲ以テ御願申
上候也

昭和九年六月二十二日

山町会長郭巨山町代表者	平岡新太郎印
山当番町伯牙山町代表者	中村藤三郎印
芦刈山町代表者	岡田春之助印
白樂天山町代表者	下川伊之助印
太子山町代表者	山本與三吉印
木賊刈山町代表者	鈴木治兵衛印
山伏山町代表者	野田尚吉印
霰天神山町代表者	中西常次郎印

占出山町代表者 石田新吉印

孟宗山町代表者 田中忠太郎印

保昌山町代表者 森 治三郎印

油天神山町代表者 中路久三郎印

右願出ノ趣意尤ノ次第ト思惟候条御詮議之上右山町ノ願意
御聞届被下候様願上度此段副申候也

昭和九年六月二十二日

山鉾連合会代表者 清水良亮印

清々講社幹事御中

六月二十五日午前十時ヨリ於成徳校ニ於テ第三回補助金収支検
閲アリ午前中上ノ山七ヶ町午後長刀、鶏、放下 観音山両町以上計

十二ヶ町終了ス常明山直接届出修繕四十五円アリ橋弁慶及鶏
両町未届支出アリ但シ何レモ領収書(支払金) 完備セルヲ以テ之
ガ承認ヲ求メ明日修繕届ヲ提出スルコト、ス黒主山昨年届出
ノ分未払ナリシ為即時支払ヲセラレ後刻領収書閲覧ニ供サル

鶏鉾行者山(前者ハ預金帳別会計ノ分ト混同アリ帳簿モ誤記アリ
後者ハ帳簿混記アリ) 両町今後補助金ノミノ別途扱方注意ス以上
ヲ以テ全部終了ス概シテ良好ナリシヲ喜ブ

七月一日午後四時清々講社幹事会列席山蘭渡所ノ件ニ付協議

ス去月廿二日提出ノ願書ニ就テ川本幹事ヨリ中ノ町土橋嘉兵衛氏ヘ
山町ノ意志伝達セラレタル処土橋氏ニ於テモ山町ノ意ノアル処諒解
セラレ同町北側路上ニ幄舎ヲ新調移動式ノモノトナシ山町ノ都合ノ
位置ニ建設スベク是非同町ニテ永久執行方希望ノ由此意味ニテ
本年ニ限り他町(田中弥氏ノ事)ニ於テ執行セレル、モ異議ナシトノ事

川本氏ヨリ報告アリ山町ノ意志尊重セラレ特ニ幄舎ヲ建テラル、
(コレニ就ハ警察及市役所ノ許可ヲ要スルニ付未確定ナレトモ)ナラバ巡行
上一段ノ光影(特設鬪渡場出来ル事ナレバ)ヲ添フベク各幹事共異
議ナク森口氏病氣ノ欠席ニ付中村祢宜同氏宅ヲ訪ヒ意見ヲ

徴サレシニ同氏モ異議ナク唯本年ハ田中氏方ニテ執行方希望ニ
付明朝木村幹事が田中氏ヲ訪ヒ懇談決定次第通知受クル事
トナリ二日神社へ尋合セシニ未定ナル由一方市役所ヨリ届出ノ
督促アリ再度神社へ此旨通知三日中村祢宜来訪アリ本日午
後四時川本氏ト共ニ土橋氏ヲ訪ヒ懇談決定ノ由ヲ聞ク後刻
電話カ、リ明四日昼迄ノ猶予ヲ求メラル 四日正午中村祢宜
ヨリ電話ニテ本年ノ処田中氏ニ決定ノ旨回答アリ

七月二日午後新任五条警察署長八亀征平氏ヲ訪ヒ山鉾
巡行ニ関シ且月鉾町ガソリンノ件ニ付談合シカゾリンノ件ニ付願書ヲ
提出ス願書ハ五日府知事宛ノ文ト同意ナリ多少字句相違ス
七月三日岡尾成徳防護分団長ヨリ月鉾町ガソリンノ件ニ付

尋合アリ同氏ヨリ府知事宛願書提出方依頼ス市役所ヨリ

本年度補助金指令廿八通并ニ請書条件添付送達ヲ受ク

七月四日午後市役所ヲ訪ヒ左記願書ヲ提出ス

一、巡行当日山鬪渡執行ニ付区長臨場願

一、橋弁慶山修繕届、総額二百〇五円、内訳弁慶胴草刷威一〇〇、
宝幡佩立二〇、大袖房廻共三五、小手二ツ五円(カ)臍当一〇足袋三

咽喉輪威一二、鎧櫃二〇 (届日付六月二十六日付) 久保馬三郎見積添付

一、木賊山修繕二百七十五円 内訳山見送一二〇御幣一五五(箱五円共)

中田藤吉見積書添付

尚昨日着ノ指令市長印押捺ナキ故且代表者名誤記ノモノアリ訂
正ヲ受ケ林一郎氏後任トシテ野中禾郎氏就任ニ付同氏ト聞取ノ
件ニ付談合シ四時帰宅ス

七月六日市指令并ニ条件及課長ノ通牒各当番ヲ経テ各町へ

配府ス同時ニ請書届書請求書領収書作製シ代表者四者

名捺印ノ上来ル十日迄ニ提出方伝達ス

市指令番号 発教社第二二八号補助金昨年通 鉾二〇
山七二

課長通牒 発教社乙第四十五号七月二日付 課長伴正次

条件ハ去ル昭和六年ト同文ナリ

市役所ヨリ尋合アリタルヲ以テ鉾一ケ年経常費概算(去ル大正十一
年調分)及山一ケ年巡行費(概算一基三五〇円ト見積リ)神童費千円

外ニ清々講社九年度予算書ヲ發送ス

昨五日府知事宛月鉾町ガソリンニ関シ左記願書郵送ス成

徳防護団長岡尾礒治郎氏ヨリモ提出アリタル筈ナリ

懇願書

公務御多繁之際敢テ書ヲ座右ニ上リ官幣大社八坂神社

山鉾巡行之神事ニ供スル山鉾ノ保全ニ関シ切ニ閣下ノ御採

択ヲ仰カントス

此優雅ナル祇園会ハ古キ歴史ヲ有シ之ヲ今日ニ伝ヘシハ我

等ガ祖先ノ功績ニシテ之ヲ将来ニ保存シ後世ニ伝フルハ我等

現市民ノ責務ナリト痛感シ年々多額ノ費ヲ以テ維持修

繕ニ努ムルト共ニ若シ附近ニ火災起ランカ我等ハ身命財産

ヲ顧慮スルコトナク直チニ挙テ山鉾ノ保護ニ任ジソノ安全

ヲハカリ幸ヒニ今ニ至ル迄ソノ災厄ヲ免レタリ身命ヲ賭シテ

防護スル所以ハ全ク之ヲ後世ニ伝ヘテ国ノ宝トナサン意趣ニ外
ナラズサレバ我京都市ニ於テモ去ル大正十二年度以降年々市
公費ヲ以テ山鉾保存維持ノタメ補助金ヲ交附セラル、モ亦此
意趣ニ因ル所ナリ

然ルニ去ル昭和七年五月附近町民ノ反対陳情アリシニモ拘ラ
ズ当市下京区四条通室町西入北側ニライデンクサン石油会社
貯油所ノ設置許可アリ該町ハ祇園会月鉾ヲ存置スル町

ニシテ且ソノ附近ニハ放下鉾 鶏鉾 函谷鉾 霰天神山 郭巨山
等多クノ山鉾ヲ蔵スル倉庫アリ万一該貯油所附近ニ出火シ
之ニ引火爆発等ノ災厄アランカ是等多数ノ山鉾ノ保全

期スベカラザルヲ思ヒ関係山鉾二十八ヶ町代表者并ニ八坂神
社宮司及清々講社取締連署ヲ以テ嘆願書ヲ提出シ更ニ

代表者ヲ東上セシメ内務省ニ陳情シ極力設置ヲ防止セシニ
幸ヒ御当局ノ御考慮ニ依リ二ヶ年間延期セラレタリ然ルニ

来ル七月五日ヲ以テ其期限満了スト雖貯油所ニ関スル危惧
ハ除去セラレズ若シ夫レ山鉾ガ万一烏有二婦セバ再建ノ途ナク

仮ニソノ一部ヲ損傷スト雖修理シ得ザル貴重ナルモノアルニ於

テ延テハ該神事廃止ノ止ムナキニ至ルヤモ計リ難シ此古典的

神事ノ亡ビシ後ノ夏季ノ寂莫^(マヤ)ニ想到センカ転々感慨ニ堪ヘ

ザルモノアラン況ンヤ本市ノ繁栄ト古美術ノ保存ニ多大ノ影

響アルニ於テオヤ

冀クハ閣下ノ御裁量ニヨリ更ニ実状御再調之上貯油所ハ同所

ニ限ラザレバ他ノ適地へ変更セラル、様特別ノ御詮議御考慮ヲ仰

ギ度伏シテ懇願候也

昭和九年七月一日 京都市下京区新町通仏光寺上ル船鉾町

祇園山鉾連合会代表者 清水良亮印

京都府知事斎藤宗宜殿

京都放送局高谷氏ヨリ来ル十五日祇園囃子ノ放送依頼アリ具体
的決定次第協定スベキ由取敢ヘズ諒解ヲ求メラル但シ見合トナル

本日鉾当番ニ依頼セル届書四通ツ、鉾九ヶ町取纏メ提出セラル
予テ紹美ヘ注文セル功労章六月三十日出来二十ヶ代式拾六円支払
(一ヶ一、三〇替) 内十ヶ岩戸山町へ交付シ十三円収受シ十個分清水立替

七月十二日市役所へ出頭シ請書請求書(指令及条件写二通ツ、
添付) 届書(鶏三菱特当、南観音住友定期、函ト船三井定期

其他廿四ヶ町三井特当) 以上各廿八通宛提出ス<sup>十日全部纏リタルモ
便宜十二日提出ス</sup>

去ル七日新町松原上ル沼田氏家屋ニ接近シテ電柱移転セル為盜
難ノ虞アル故忍返シ建設方依頼セラル鉾町ノ実状立場ヲ説

明シ諒解ヲ求メ置ク

午前十時十分市庁貴賓室ニ於テ山順番圖取執行ス立合人

額賀宮司 川本 篠部 杉本三幹事 清水 平岡鉾山代表者

圖交付後市長ノ挨拶アリ順番決定左ノ如シ十七日分

長刀 伯牙 芦刈 太子^{函谷} 山伏 白楽 木賊^月 保昌 孟宗 油天神

鶏 占出 霰天神 郭巨^{放下 岩戸 船} 以上廿四日分^{北観音 橋弁慶}

鈴鹿 常明 行者 黒主 鯉山 八幡山^{南観音} 以上

休憩中圖渡場所決定ノ次第(十七日分) ヲ報告シ八坂神社ヨリ依頼ノ清
祓希望ノ向ハ申込方依頼ス即時申込孟宗山(十五日) 午前中、八幡山

(廿三日午前十時) 此件後刻中村祢宜殿へ社務所ニテ依頼伝達ス

社会教育課ニ立寄り挨拶シ木賊 橋弁慶両町指令(補助金支

出）受領ス橋弁慶分野田氏へ依託ス木賊山分鈴木氏へ手交ス
清々講社補助金昨年通交付セラル山町ハ各町毎ニ受領サル鉾
町ハ当番町外村市郎兵衛氏代表シ受領各町へ分配セラル

七月十七日巡行中寺町松原西南角土蔵ノ屋根ニ函谷鉾屋

根突当リ小破セル為同家主人ヨリ現場ニ於テ弁償要求アリ鉾

町ノ事情ヲ述ベ諒解ヲ求ム尚帰町後函谷鉾町へ電話ニテ

謝罪ニ出向セラル、様通告ス後日同町ヨリノ報告ニヨレバ作事ノ

責任ヲ以テ（事実ハ町費支弁ナルモ）修繕セシメル事ニナリシ由ナリ

七月二十日市役所大本氏ヨリノ申越ニヨリ出頭シ補助金請求書

代表者住所記入ノ為出頭シ廿八通記入ス

七月三十日午前九時市役所会計課ニ出頭シ補助金参千参

百四拾八円受領シ伴社会教育課長ニ挨拶ヲナシ帰途鉾当

番外村氏山当番富田 服部両氏へ伝達配布方依頼ス

八月二十八日円山音楽堂ニ於テ郷土芸術ノ夕 市主催ニテ一般市民ニ

公開セラル、ニ付市役所ヨリ去ル八日祇園囃子演奏希望アリ岩戸

山町へ交渉シ十日承諾ノ旨回答二十二日岩戸町福野氏ト同道シテ市

役所ニ出頭シ大本氏ト打合ス当日午後三時ヨリ同町竹内 福野両氏

設備ニ出張セラル夜八時十分ヨリ九時二十分迄演奏シ盛会裡ニ散

会ス市役所ヨリ鈴形菓子器桐箱入廿八個記念品トシテ贈ラル（此

記念品ハ福野氏ノ計ヒニテ市ノ諒解ヲ受ケ役所ヨリ注文セラレ当日ニハ

未出来ニ付目録ニテ受取り後日出来ノ上届ケラル、事トス一個一円廿銭替

岩戸山町ノ招待ニテ囃子終了後市役所高垣 大本両氏 清水 岩戸山町

廣瀬 竹内 福野 岸田四氏及囃子方一同開陽亭（石段下北入東側）ニテ

小宴ヲ催サル席上大本氏ノ挨拶及目録交付アリ

九月十二日市役所ヨリ常明山修繕（九月一日付願直接提出ニ付金高
及修繕品目不明）費補助金支出承認指令着ス同町吉居氏へ
直チニ回送ス

十一月 日左記願書市役所へ提出ス

祇園山鉾ニ関スル補助金下附願

祇園山鉾巡行之神事ニ供スル山鉾ノ維持修繕費補助金明昭和

十年度ニ於テ鉾九基ニ対シ金壹千九百八拾円也山十九基ニ対

シ金壹千参百六拾八円也合計金参千参百四拾八円也御下附

願上度茲ニ山鉾町会代表者連署ヲ以テ伏シテ懇願候也

昭和九年十一月 日 京都市下京区新町通仏光寺上ル船鉾町

鉾町会代表者 清水良亮印

京都市下京区四条通西洞院東入郭巨山町

山町会代表者 平岡新太郎印

京都市長大森吉五郎殿

備考明年度ニ於テ増額申請ノ願意ニ候モ市財政ノ現状ヲ考慮シ前

年通り申請セルヲ以テ必申請通交付相願上度旨口頭ヲ以テ課長へ懇願ス

一、放下鉾修繕届昨八年度ヨリ継続修繕金具総工費四千百九拾六円之内

本年度支出金壹千円ノ内式百貳拾円支出ノ件（残額町負担）森本安之助
請求書添付ス

当春以来月鉾町委員諸氏共協議シ同町ガソリンスタンド建設反対ニ関シ

期日前ニ対策ヲ考慮セシモ該土地買収ノ資モナク多ニ良法モナク期限

満了シタルヲ以テ不取敢府知事并ニ所轄署長ニ願書ヲ提出シ反対

意志ノ表示ヲナシ置キタレトモ既ニ知事ノ権限ヲ以テ認可済ノ事トテ

許可取消不可能ニアリ会社ハ既得権ヲ以テ設置ノ意志ヲ有シ十一月

上旬月鉾町へ近日建設ノ旨通告アリ一方附近各町共一昨年当時

ノ反対熱モナキ実状ニ徴シ万得ムヲ得ズ建設ヲ黙認スルノ外ナキヲ遺憾ニ思ヒ居タル処十二月二十九日会社ヨリ大西太郎兵衛氏ヲ通シテ和解ノ申出アリ何分如上ノ実状ニ鑑ミ此際体面ヲ立テサセテ和解スルノ得策ナルコトヲ感ジ月鉾町委員ト協議ノ上大西氏ニ一任スルコト、ヲ決シ十二月三十日午前十時右委員四氏ト共ニ大西氏ヲ訪問シ反対ノ意志ハ変ラサレトモ事情止ムヲ得ザル故万事一任スル旨通告正午帰宅翌十二月三十一日夜月鉾町中島氏宅ニテ同町委員四氏及大西氏ヲ会见シ会社側ニ於テハ反対意見ヲ尊重シ建設ニ就テハ十分ノ完全ナル設備ヲ以テ附近ニ迷惑ヲ及ボサル様特ニ考慮シ山鉾ノ貴重ナルコトモ認識ノ上現在修繕ヲ要スル費用ノ一部トシテ金員ノ寄付ヲ申出アリ該金員ノ処分ニ就ハ大西氏ト不肖ニ一任セラレ兩名合議ノ上五百円ヲ先キニ運動費負担額ニ比例シテ関係各町へ配当シ和解経過ノ報告スルコト、ス残額五百円八月鉾町ノ諸費用ニ充当スルコト、ス以上ヲ以テ当初ノ目的ヲ貫徹シ得ザリシ遺憾ノ点アレトモ不得止和解成立ス但シ関係町中ノ反対陳情ニヨリ府当局并ニ会社側二十分ノ認識ヲ与ヘ得タルヲ以テ今後建設ニ就ハ十分ノ注意ト監督アルヲ以テ反対運動モ無駄ナラザリシ事ヲ認ム一月四日関係各町へ月鉾町委員ヨリ報告諒解ヲ求メラレ配当金ヲ配付セラル月鉾町ヨリ本会へ金五拾円也ヲ寄贈セラレ各町ノ援助ヲ謝サル一月九日午後三時八坂神社本殿ニ於テ奉告并ニ祈願祭執行大西太郎兵衛氏及関係各町代表者并ニ月鉾町員参列式後不肖ヨリ経過并ニ実状ヲ報告諒解ヲ求メ大西氏ニ対シ従来ノ尽力ヲ謝スルノ挨拶ヲナシ大西氏ヨリモ報告ト挨拶アリ月鉾町ヨリ茶菓ヲ饗サレ五時解散ス去ル四日宮司へ此旨報告諒解ヲ求メ置キタリ

〔欄外〕

「昭和十年」

一月十二日月鉾町ヨリ左記書類ニ調印ヲ求メラレ四者名捺印ス

ガソリンスタンド設置反対ニ関スル和解報告書

昭和六年八月月鉾町ニガソリンスタンド建設ノ件ニ付当町ノ住民一同ヨリ反対陳情書ヲ五条警察署長ニ提出シ置キタルガ翌年五月三日付ヲ以テライジングサン石油会社ニ対シ府知事ヨリ当該敷地ニ於テ設置ノ件許可セラレタルニ端ヲ発シ周囲関係各町并ニ山鉾連合会等ト協力シテ極力反対ニ努力シタル処遂ニ会社側ヨリ同年七月五日自発的ニ二ケ年間ノ着工延期ヲ申出デ一時落着トナリタル処其延期々間満了ニ際シ再び反対ノ運動ヲ起シタルモ何分行政官庁ノ許可セラレタルモノヲ今更何共至難ノ模様ニ有之ヲ以テ曩ニ該事件ニ関シ特別ノ御尽力ヲ仰ギタル大西太郎兵衛氏ニ対シ其行キ係リ上相方ヨリ之ガ解決方法ヲ一任シタル結果昭和九年十二月三十一日ヲ以テ大西氏ノ御尽力ニ依リ相方和解スルコト、相成今後交通、防火、衛生、街路二面スル美観其他万一ノ場合等ニ付テモ附近住民ニ不安ヲ感ゼシメザル様其設備上ニ付所轄五条署ニ於テ適當ナル所置ヲ受クル事トナシ茲ニ其経過報告ヲ関係各町并ニ町住者一同へ発表シ諒解ヲ求メタル次第ニ有之候間代表者連署及報告候也

昭和十年一月 日

京都府知事斎藤宗宜殿

同文三通作製アリ一通ハ知事へ一通ハ署長へ一通八月鉾町へ残置ス同時ニ左記知事并ニ署長宛願書提出ス

願書

今回別紙之通りガソリンスタンド設置ニ関スル反対運動ハ事情
不得止為メ打切り和解致シ候モ未ダ附近関係町民ノ不安ハ除
去シ得ラレザル次第ニ付今後建設ニ際シテハ交通、防火、衛生、街
路ノ美観等ノ諸点ニ付十分ノ御監督ヲ蒙リ附近住民ニ不安ノ念
ヲ生ゼシメザル様特ニ御考慮ヲ仰キ度猶將來山鉾ノ保存維持上
山鉾所在ノ附近ニ同様ノ出願アル場合ハ殊更御考慮願上度併
テ奉懇願候

昭和十年一月 日 祇園山鉾連合会代表者氏名印

京都府知事斎藤宗宜殿

一月十六日市役所へ出頭シ昨年度収支報告書及修繕届二通提出ス

長刀鉾ヲ除ク廿七ヶ町分ハ去ル九日纏リタルモ長刀鉾町ノミ未揃ノ為提出遅
延ス不得止同町ヲ除キ廿七ヶ町分ノミ提出ス

函谷鉾修繕総額百六円四拾貳銭内訳石持金物真木止七三、四二（明細ハ

石持金物四本四二、八〇 桜木材三、五〇 大工手間一一、二〇 真木止^{木材}

四、〇〇 大工手間四、二〇^{モミユ}タボ〇、七二 笹良〇、八〇 破風金物〇、四〇 大工

手間四、二〇 以上増田茂見積書添）

御幣房一組三三、〇〇 木村忠三郎見積添付

鶏鉾修繕総額参百参拾五円五拾九銭内訳真棒修繕七九、三〇 同

麻縄七貫目一九、六〇 同輪金七本二一、〇〇 屋根破風二枚六、〇〇 以上岩

田徳三郎見積

本麻十二疋一一六、〇〇 送料九九以上三井田京店見積 鉾雨合羽修繕一八、五〇

同胴卷九、二〇 天水引二枚二三、〇〇 水引紋八個修繕一五、〇〇 胴卷下仕

立二七、〇〇^{以上}
山口房一見積

昨年未補助金収支累計左ノ如シ^{利子中長刀鉾町ノ分ヲ含マス}
前年繰越高 二〇、二五八円五三 本年度補助金 三、三四八円〇〇

本年度利子 四〇八円〇二 以上合計 二四、〇一四円九五

本年支出総高 二八五六円五六 差引現在高 二一、一五七円九九

因ニ町費支弁支出額放下七八〇円 油天神一二一円一四 保昌三六六、六〇
ヲ合スル時ハ本年度修繕額四、一二四円三〇トナル

一月三十日市役所大本氏ヨリ鶏鉾町修繕届ノ件ハ既ニ監理課ノ目二

止マリ同課ヨリ社会教育課へ警告ヲ発セラレ居ルモノ（警告文

ハ去ル十六日出頭ノ節披見ス）ニテ既ニ半歳以上経過セル今日故通常

事前ノ届出同様文ニテハ処理至難ニ付始末書ヲ添ヘテ再提

出下サラバ許可ノ手續ヲスル旨申越サル依テ届書再書シ始

末書ヲ添ヘ河添氏ノ調印ヲ求メ二月三日役所へ郵送ス

始末書ノ大要ハ昨年神事前ニ緊急修繕ヲ要スル為着手シ其

手續過急ノ為今日ニ至リタル次第今後再ビ不法処置ヲ繰

返サ、ル様十分ノ注意スル旨認メ置ク

同日長刀鉾町外村氏ヲ訪ヒ未提出ノ昨年度収支届至急提

出方瀬川氏へ交渉ノ件依頼ス

四月一日函谷鉾町代表者吉川忠七氏辞任吉田政之助氏新

任交迭^{ママ}届市役所へ提出（四月四日郵送）

同日長刀鉾町瀬川氏へ昨年度収支報告提出方督促ス^{今日迄再三}
督促セリ

五月三日午前十時ヨリ平安神宮ニ於テ第五回全市公同組合役員表

彰式挙行神苑ニ於テ祇園囃子ノ演奏方川本公同連合組合長ヨリ

依頼受ケ岩戸山町へ出演依頼シ同日出向ス

五月十三日午後三時三十分集合四時祭典執行四時四十分ヨリ中村楼

ニテ総会開催左記報告承認ヲ受ケ開宴八時三十分散会ス

一 本年度補助金 市及清々講社共前年通り

一 本年度功勞者表彰ノ件 該当者ハ来ル二十日申告アリタシ

一 修繕支出ノ場合ハ必届出ラル、事及可及的補助金支出ヲ望ム

一 本年颯渡場所ハ堺町東入道路上へ幄舎新設セラル、見込也

一 本年度神事ニ関シ協議ヲ要スル件及御氣付ノ点申出ラレタシ

函谷鉾ヨリ寺町西川甚五郎店ノ電柱故障申出アリ太子山町へ

引込電話線支障ノ旨申出アリ当番町へ交渉方依頼ス

一月鉾町ガソリン事件経過報告并二月鉾町ヨリ寄贈金披

露シ中田氏ヨリ挨拶アリ

一 昨年総会後ノ雜件 六、一八第四回表彰式挙行

六、廿一、五ノ三日間補助金ノ収支調査ヲ受ク

八、二八音楽堂ニ於テ市主催 五、三平安神宮ニ於テ公同主催

祇園囃子演奏共ニ岩戸山町へ依頼ス

一 総会列席服装一定ニスル様函谷鉾町ヨリ申告アリ協議シ

袴着用ノ事トシ羽織ハ縫紋程度ト申合ス明年ヨリ実施シ

案内状ニ添書スル事

一 其他個々ノ質問ニ応答長刀鉾ヨリ稚児費補助増額希

望アリ可成努力スト答フ同町代表者交迭方希望ノ旨谷氏へ

申置ク（瀬川氏怠慢ノ為書類不揃ニテ事務渋滞ノ為）尚本年一

月十日迄提出スベキ昨年度ノ収支報告至急提出方督促ス

一 席順抽籤ノ煩ヲ省キ山町ハ昨年ノ山順番ニ依ル様希望者アリ

考慮ス

一 連合会経費決算書ヲ回覧ニ供ス

〔欄外〕

「昨年来ノ

懸案

月放下両

町先順次

渉ノ件」

一 席上函谷鉾百年記念祭（現鉾復興以来）七月一日挙行ノ由

宮司殿へ和歌揮毫依頼中村祢宜殿へ祭典執行依頼ス

本日来賓宮司 祢宜 篠部 川本 野橋 木村 森口 杉本 三浦

各幹事市役所ヨリ藤本晴三氏一人列席（美術展ノ切日ニテ

課長以下多忙ノ為欠席断申サル）尚神社ヨリ神酒五升清

々講社ヨリ参拾円寄贈サル当番町へ交付ス当番岩戸山町ノ

幹旋ニテ祇園美妓多人数宴ニ侍リ非常ニ盛会ナリキ

五月十七日太子山町左記修繕届郵送ス総高九百貳拾円也

綴錦見送三七五円 同補助裏地一二五円 房掛金具一八〇円 仕立代二五円

支那綴子見送一五〇円 同仕立代一五円 織物山内張幕五〇円

五月二十四日霰天神山左記修繕届郵送ス総額七拾円也

黒塗長棒四本廿六円 同小棒四本十四円（以上吉田竹拳見積）

棒鼻金具七ヶ一七、五〇 同梅紋一五円 鉄金物穴受五ヶ三、五〇 金巾棒包

八ヶ四円（以上島田忠次郎見積）

六月二十三日午前九時函谷鉾再興百年記念祭執行セラル来会

者市長代理伴社会教育課長 下京区長佐藤嘉門氏 清々講社

幹事篠部 森口 川本 野橋 杉本 五氏（木村 三浦 両氏欠）（五条署長欠）

成徳校長和崎氏 同学務委員兼青年団長上田氏 同学務委員兼
神事係岡尾氏 山鉾連合会代表清水 其他約百名（山鉾町代表及同町
関係アル人々等）額賀宮司以下七名ノ神官三人ノ楽人ニヨリ厳肅ナル
祭典行ハレ次テ同町代表吉田政之助氏ノ挨拶 宮司 区長 山鉾
代表清水祝辞アリ 功勞者ニ感謝狀記念品ノ贈呈 横山久造氏ノ
挨拶ニテ終了 神酒神饌記念扇折詰ヲ受ケ十一時解散ス盛大ニ
挙行サレタリ 当日連合会ヨリ金拾円函谷鉾町ヘ献饌料贈
呈ス尚本日朗読セル祝辞左ノ如シ

祝辞

本日函谷鉾復興百年祭執行セラル、ニ際シ不肖此盛典ニ
列スルノ光榮ヲ得タルハ最欣幸トスル所ナリ
抑我祇園会ハ遠ク 清和天皇ノ貞觀五年ニ始マリ同十八年
六月七日我國六十六州ニ擬シテ鉾六十六本ヲ立テ御靈会ヲ行
ハレシ昔ヨリ一千五十有余年ヲ経テ現今ニ至ル此間幾多ノ変
遷アリ兵乱火災ノタメニ止ムナク中絶セシコトモ一再ナラズ
我函谷鉾モ天明ノ大火ニ際シ不幸ニモ焼失ノ災厄ニ遭フ爾後
約五十年間中絶セシモ天保ノ初メ頃熱心ナル町衆ノ協力ト
有志市民ノ援助トニヨリ再興ニ着手セラレ遂ニ天保十年六月復
興完成シ昔日ノ壯觀ヲ整ヘ再ビ祭列ニ加ハルコト、ナレリ
當時函谷鉾町ニ於ケル申合書ヲ見ルニ実ニ感激ニ堪ヘザルモ
ノ多々アリ鉾再興ニ関スル連日ノ協議集会等ニモ湯茶ノミ
ニテ菓子等ヲ饗セズ偶々会議長時ニ及ブ場合ハ各自弁当
ヲ用意携帯シ且ソノ食物ハ必ズ握飯香ノ物ト限定セラル、
等以テ如何ニ冗費ヲ省キ専心ソノ再興ニ努力サレシカヲ知ル

ニ足ル現今集會ニ名ヲ仮リテ飲食ヲ事トスルモノアルヲ見感
慨ニ堪ヘザルナリ

カ、ル熱烈ナル先輩諸氏ノ血ト汗トニ因リ復旧ヲ見タリソノ
努力ト苦心ハ我等ノ想像シ得ザル所ナルベシ爾來同町後継者
諸君ノ維持保全ノ功ニヨリ本日茲ニ復興百年ヲ記念スル祭
典ノ挙行ヲ見タルハ最モ欣快トスル所ナリ

惟フニ是ノ如キハ独リ函谷鉾ノミニ止マラズ現存セル山鉾二十八
基ハ何レモ亦同ジク先輩諸氏ノ大ナル努力ノ結晶タルコトハ疑
フベカラズ当今此神事ニ関与スル我等ニ於テハコレ等先輩
先祖ノ意ヲ繼承シ山鉾ノ維持保存ニ力ヲ盡スト共ニ倍々当
神事ヲ盛ンナラシムベク一層努力シ以テ神慮ヲ慰メ奉ルト
共ニ先輩ノ遺業ヲ後世ニ伝ヘ古美術ノ保存ト本市ノ繁榮
ニ貢獻セント希フモノナリ

冀クハ本日此式典ニ列セラル、市長閣下ヲ始メ來賓各位ノ絶
大ナル御援助ヲ賜ハラントヲ

爰ニ山鉾連合会ヲ代表シ一言所懷ヲ演ベテ祝辞トス

昭和十年六月二十三日

山鉾連合会代表者 清水良亮

六月二十六日補助金下附願（書式五年通）市役所ヘ提出ス（郵送）

七月四日午前九時八坂神社本殿ニ於テ第五回功勞者表彰
式挙行ス式次第恒例之通奉告祭二次テ宮司ヨリ感謝狀并ニ
功勞賞ヲ贈呈清々館ニテ茶菓ヲ呈ス功勞者氏名左ノ如シ
月鉾屋囃子方 石田泰三氏 吉岡米太郎氏

中田榮藏氏

月鉾
南観音山々

郭巨山町

山口眞久氏

青山徳太郎氏

小島清三郎氏

後藤庄太郎氏

深田金一郎氏

佐貫全弘氏

田中宇之助氏

霰天神山町

中西常次郎氏

栗田武氏

石田勘兵衛氏

小島精之助氏

外村七兵衛氏

宮川忠三氏

山本嘉一郎氏

岩井榮三氏

野村伊三郎氏

鈴鹿山町

六鹿清治氏

高谷伸吉氏

八幡山町

井上淳造氏

橋弁慶山町

安田卯三郎氏

内藤房次郎氏

山河宗吉氏

八鈎義三郎氏

常明山町

伴市太郎氏

吉居佐助氏

川島善三郎氏

高谷宗之助氏

田原宗吉氏

以上合計三十三名（第一回以来累計百拾七名）

南観音山町ヨリ朝野徳三郎氏申告セラレシモ既ニ第二回昭和六年度表彰済（月鉾町申告）ニ付除外ス経費左ノ如シ

一金拾円 神饌料

一金五円 神職一同へ菓子代

一金壹円

清々館留守居心付

一金六円

若狭屋^{ちこ餅二〇がへ}三十人分

合計金貳拾貳円也 三十三人ニ割当一人当六十六銭余

功労章参拾個新調ス銀価騰貴ノ為一円四十五銭替ニ付

四拾参円五拾銭紹美支払フ月鉾町持合ニケ使用 岩戸山町

持越ニケ譲受ク（去ル五月廿日申告期限迄ノ申告功労者数十二名

ナリシ故昨年持越ノ十ヶ故不足ニケ岩戸山町へ譲受申込置タル処其

後申告増加ノ為新調セシモノナリ）以上合計一人当貳円十一銭余ト

ナル集金ノ都合上貳円十銭ノ割合ニテ徴集^{マツ}ス

因ニ功労章作製昭和五年八十個昨年廿個本年廿個計百廿個

内百十七個功労者へ贈呈残り十三個（内訳長刀二岩戸一 清水十）

七月五日夕方市役所ヨリ補助金指令到着鉾九ヶ町ノミニ付尋合シタ

ル所山町分平岡氏へ届ケラル依テ届書、請求書、領収書ヲ作製シ

鉾当番及山会長へ配布方依頼シ十一日二拙宅へ提出方依頼ス受領セシ

書類ハ各町毎ニ封筒入ニテ指令（収教社第三〇五号）補助金前年

通り^{（鉾三二〇山七二）}条件（昭和六年通）附属文書「発教社乙第五八号」

（昭和六年通）請書以上四通ツ、ナリ昨年度迄ハ（昭和五年以後九年迄）

請求書ニ添付スベキ指令写及条件写同封アリシモ本年ハ添付ナシ

京都市指令収教社第三〇五号

船鉾町代表者

清水良亮

昭和十年六月二十六日附願昭和十年年度祇園鉾及山維持

修繕費補助トシテ左記条件ヲ附シ金貳百貳拾円也交付ス

昭和十年七月五日

京都市長 浅山富之助印

請書写シ左ノ通り多少従前ト字句相違ス参考ニ写置ク

昭和十年七月五日京都市指令収教社第三〇五号ヲ以テ^鉾山維持

修繕費補助トシテ金 円也御交付相成候ニ就テハ御指

令ニヨル条件確守可致本書及提出候也

昭和十年七月 日

町代表者 氏名印

京都市長 浅山富之助殿

函谷鉾町代表者吉田政之助氏ニ変更届出アリシニ前代表者吉

川忠七宛ニ指令着ス然レトモ既ニ届アルモノ故吉田正之助名ニテ諸
届提出スルコト、ス

七月十二日市役所へ出頭シ請書請求書届書各廿八町分提出ス

補助金保管法（鶏三菱特当）（南観音住友定期）（常明、長刀、舩、北
観音三井定期）外廿二ヶ町ハ三井銀行特別当座預金ナリ

外ニ太子山町修繕届完了届提出ス大本氏ニ面接請求書ニハ昨年
通り指令写及条件添付ヲ要スルニ付役所ニテ作製ヲ願置ク長刀

鉾町昨年度収支報告未提出ニ付督促ヲ受ク

市長両助役部長課長列席宮司川本清々講社幹事清水平岡

鉾山会長立会山順番圖取執行初メニ市長ノ挨拶アリ最終ニ宮司挨拶アリ

長刀 霰天神 芦刈 郭巨 函谷 油天神 伯牙 太子 鶏 白楽天 木賊 山伏

月占出 保昌 孟宗 放下 岩戸 舩 以上十七日分 北観音 橋弁慶

鈴鹿常明行者黒主 八幡山 鯉山 南観音 以上二十四日分抽籤ニ

先立チ松原烏丸ニテ解散ノ事十七日圖渡場所ニ関シ平岡氏ヨリ発表

注意方報告アリ鉾当番ヨリ竹内 木崎両氏参加アリ函谷鉾町ハ

車破損ノ為当日ノ都合ニヨリ四条寺町ニテ引返スヤモ難計旨当番町

へ届出アリシ由聞ク霰天神山町石田氏ヨリ出雲路通次郎氏）下御霊

社司有職故実家）山鉾調度品見学希望ノ旨申込アリ諒承ス正十

時開会三十分終了十一時各自寄託ス

七月十六日市役所ヨリ放下鉾代表者清水榮治郎氏ナルモ同町ハ財団法

人ニ付法人理事中ヨリ選任ノ上変更届提出方申越ニ付此旨同町へ通
告ス 出雲路通次郎氏山鉾拝観ノ為放下鉾 郭巨山 岩戸山 保昌山 鶏
鉾 函谷鉾へ紹介ス 中村祢宜 野橋幹事山鉾拝観ニ歴訪サル

七月十七日夜来雷雨ノ処巡行時刻ヨリ晴レ好都合ニ巡行ス四条堺町
東入北側田中玉水堂表人道上ニ新築幄舎新設紫幔幕ヲ張り

圖渡シ場所トス威厳備ハリ一層光彩ヲ放ツ函谷鉾ハ例年之通巡行
無事完了ス車ハ即時修繕セラル、事トナル

七月廿二日左記木賊山修繕届提出ス総額百五拾参円 中田藤吉 見積添

長刀鉾町昨年度補助金収支報告再三督促セシモ未提出ニテ去
ル十二日圖取ノ日ニモ市当局ヨリ督促相受困居候同町ニテモ代表者瀬

川氏ノ怠慢ニ困リ居ラル次第第二ニ同町谷直太郎氏来宅懇談アリ一両
日中ニ何分処置アル筈同氏へ依頼ス

放下鉾町代表者川北栄治郎氏ニ変更ニ付届出ズ併テ本年度補
助金ニ関スル請求書及届書請書領収書ヲ同氏名義ニ書替ス

市役所大本氏ヨリ長刀鉾町外村氏へ代表者瀬川氏調印督促依頼
方電話ニテ依頼アリ

七月二十五日市役所ヨリ補助金保管方法承認ノ指令発教社第三五九号廿八
通到着ス

長刀鉾 岩戸山両町ハ請求書二町印押捺アリシ処町鼎印受理至
難ニ付個人印押捺方申越サル依テ両町へ此旨伝達再提出方依頼ス

木賊山町修繕届承認書着ス（発教社第三五八号）

長刀鉾町へハ収支報告提出督促及代表者交 マヤ 送希望申込置ク

七月二十六日岩戸山町補助金請求書市役所へ郵送ス

七月三十日午後長刀鉾町昨年度収支報告及請求書（本年度補助

金）提出受ケタリ依テ直チニ市役所へ郵送ス

八月五日朝市役所へ出頭シ本年度補助金廿六ヶ町分（岩戸 長刀後日ニ交付）受領シ各町へ配付ス 八月三日交付ノ処当日夏季掃除ニテ出頭及配付至難四日日曜日ニ付会計課及社会教育課へ此旨電話ニテ

通告シ本日補助金交付ヲ受ク同時ニ放下鉾 保昌山左記修繕

届提出ス山十九ヶ町分平岡氏へ渡ス鉾七ヶ町分直接各町へ配付ス

一保昌山修繕届 水引四枚修繕手間五十人百五十円 同食費十七円五十銭
修繕材料三、五〇見送仕立代三、五〇水引仕立四枚分二四、〇〇金革（ツル）椽（ツル）廿二尺

一六円 以上計二四三、五〇ノ内一四六、二二補助金支出 中田見積四三、五〇
西村卯之助二〇〇、〇〇

一放下鉾修繕昭和八年ヨリ十一年度迄継続事業 金物修繕四、一九六円ノ

内本年度支出額千円ノ内貳百貳十円補助金支出 森本安之助見積
昭和八年八月提出済

八月七日岩戸山町補助金交付ノ旨通知アリ同町木崎氏へ領

収書并ニ通知ハカキ渡シ直接受領ニ出頭方通告ス

八月九日白楽天山町修繕届提出ス百貳十貳円五十銭内訳前掛綴

一枚九十五円同綴子水引一枚廿七円五十銭 谷利宇助見積書添

同日長刀鉾町本年度補助金貳百貳十円受領シ同町ニ交付ス

九月十八日函谷鉾町車修繕届郵送ス車四枚ノ直シ七五〇円大輪七枚

三三六円小輪二十枚二九〇円矢甘本二四〇円計千六百十六円中西見積添

十一月十五日左記願書及白楽天山町代表者變更届提出ス

祇園鉾及山維持修繕費補助金下附願

祇園山鉾巡行ノ神事ニ供スル山鉾ノ維持修繕費補助金明

昭和十一年度ニ於テモ鉾九基ニ対シ金壹千九百八拾円 山拾

九基ニ対シ金壹千参百六拾八円合計金参千参百四拾八円也

御下附願上度茲ニ山鉾町会代表者連署ヲ以テ伏シテ懇願候也

昭和十年十一月 日

鉾町会代表者 清水良亮印

山町会代表者 平岡新太郎印

京都市長 浅山富之助殿

祇園鉾山維持修繕費補助金下附願附隨書

別紙明昭和十年度山鉾維持修繕費補助金下附願書提

出致候ニ付可然御取計被成下度就ハ山鉾町ニ於テハ去ル大

正十二年度補助金四千六百円（鉾一基参百円 山一基百円）ニ増

額御願申上度存念ニ有之候処風水害後多事多端ノ現状ニ

鑑ミ前年度通り御下附願出候次第山鉾町ノ心情御諒察之

上近キ将来ニ於テ御増額相成候様格別之御配慮ヲ仰キ度

此段願書ニ添へ御願申上候也

昭和十年十一月 日

鉾町会代表者 清水良亮印

山町会代表者 平岡新太郎印

京都市長 浅山富之助殿

〔欄外〕

「昭和十一年」

一月十五日昨年度補助金収支報告書（長刀ヲ除ク廿七町分）ヲ

市役所へ提出ス

二月十七日本年一月上旬来長刀鉾報告書提出方督促

セルモ未提出ニテ市役所ヨリモ再々請求ニ付本日同町外村

御店ニ係ノ方ト懇談同町関係者井上五郎兵衛氏へモ此

事情報告シ至急提出方依頼ス

三月十一日午後三井銀行京都支店ヲ訪ヒ長刀鉾町補助金届書ニ
関シ預金主任ト懇談ノ上市役所ニ出頭シ野中氏ト懇談ス長
刀鉾町へ度々昨年度収支報告書ノ提出ヲ求ムルモ今ニ提出
ナク市役所ヨリ度々督促ヲ受ケ居リ且差当リ予算委員会
ニ対スル答弁資料トシテ昨年度収支報告取揃ノ都合上野中氏
ト合議シ同町昨年度利息ヲ概算参拾参円五十九銭ト見
込（九年度利子卅二円五十六銭ニ比シ一円三銭増）此金額ヲ以テ報
告スルコト、ス万一大差アル場合後刻修正ノ手續ヲナスコト、ス
右退庁帰宅後井上五郎兵衛氏宛此旨以文章通告シ併
テ正式届出ヲ督促ス

三月廿六日函谷鉾町代表者馬場増吉殿ニ更迭届三月廿五
日ヲ以テ市役所へ郵送ス

五月五日過日来平岡山会長并ニ山鉾当番町ノ都合尋合セ例
年ノ定期総会ヲ来ル十四日開催スルコト、決定且功労者申
合本年ハ少数ニ付同日合併挙行スルコト、シ此旨各町へハ当
番ヲ通シテ案内シ来賓トシテ宮司 祢宜 佐々木課長 高

垣主事 大本 野中両書記 清々 講社幹事六氏へ案内發送ス
五月十日霰天神山町宮川氏ヲ訪フ予テ同氏ヨリ申出アリ
シ山鉾各町ノ写真版画帖式ノ高級品作製ノ件ニ付芸艸堂
ト交渉ノ上具体案ヲ聞カセラレ度来ル総会席上協議ノ資
料ト致度両日中同氏ヨリ回答ヲ求メ置ク本件ニ関シテハ
数年前江見宮司在職中協議シ神社ニ於テ主体トナリ之
ガ実現ニ努力セラル、様協議セシモ其後間モナク転任セラレ

シ為立消ヘトナリアリ山鉾ノ沿革并ニ写真帖（部分品ノ写
真モ添付シ）ノ高級品ヲ作製シ広ク永遠ニ保存センコトハ
最モ希望スル所ナルヲ以テ芸艸堂ノ引受条件ノ如何ニ依リ
ソノ実現ニ微力ヲ致サン所存ナリ

五月十四日午後四時集合四時半祭典開始宮司以下七名神職
ニテ厳カニ挙行セラル第六回表彰式ヲ併テ行フ功労者七名
放下鉾町 長谷川幸次郎氏 吉川丑之助氏
八幡山町 伊勢佐一郎氏 袖岡新治郎氏
黒主山町 坂本又之助氏 藤川元之助氏
今井総太郎氏 （累計百二十四名）

祭典後宮司ヨリ感謝状并ニ功労章授与神酒神饌ヲ
頒チ功労者退出 中村楼ニ於テ五時半ヨリ総会ヲ開ク

〔欄外〕

「功労章ハ

昭和九年

十ヶ新調

保有ノモノ

七ヶ使用

残三ヶ繰

越ス

現在残分

長刀 二

岩戸 一

清水 三

新調数

五年 八十

九年 二十

十年 三十

以上百廿ケ」

一、本年度補助金市及講社共前年通

二、昨年度収支報告 繰越二一、一九〇円五五 本年度

補助金三、三四八円 受入利息五六九円五四（長刀鉾分ヲ除ク）

計二五、一〇八円〇九 内修繕支出三、六八九円七二

差引金二一、四一八円三七 現在高昨年ヨリ二二七円八二増

三、本年度第六回表彰式前記挙行報告

四、本年度神事ニ関シ協議ノ件

行者山ヨリ道路占有許可書複本交付方依頼アリ市係員

へ願置ク

五、昨年度総会費報告承認ヲ求メ不足金岩戸山町負担

セラレタル旨報告ス

六、総会後ノ事務報告 六、二三 函谷鉾再興百年祭執行

七、四 第五回表彰式挙行

七、山順番圖取日七月十二日日曜日ニ付前日ニ變更決定

八、修繕ニ対スル届出ニ付注意并ニ松原烏丸ニテ山解散ノ件

当日平服着用者徽章佩用ノ件

九、本日招待者氏名報告（欠席二名 篠部野橋両氏）

十、市補助金ニ関スル申合別紙案ニ付協議

現在各町ニテ保管セルヲ改メ連合会ニテ管理シ実質ニテハ

現在ト異ル処ナキ様十七項ニ及ブ案ヲ作り提出ス」各町ニ於テ

協議ノ上町議ヲ纏メラレ他日協議決定ス

十一、山鉾写真帖作製頒布ノ件

今朝宮司氏ヨリ横一尺三寸縦八寸五分画帖式

内容写真コロタイプ四ツ切百頁 記事百頁

定価二十円 特価十八円トス 芸艸堂ニテ作製

部数三百冊 内連合会二百冊 芸艸堂百冊引受ケ

二百冊ハ単価十三円ニテ買受 総額二千六百円

芸艸堂ノ百冊分ニ対シテ一冊一円ノ割百円ノ印税ヲ受ク

編輯及宣伝費ハ本会負担以上要領ヲ説明シ各町賛

否ヲ決セラレタク他日協議スルコト、ス

以上報告協議既ニ開会前市来賓来会ニ付六時過開宴

来賓ニ挨拶シ来賓総代佐々木課長ノ謝辞アリ十時開宴

因ニ例ニヨリ神社ヨリ神酒五升講社ヨリ参拾円寄贈ヲ受ク

五月二十七日予テ督促中ノ長刀鉾収支届過日総会席上谷直太

郎氏ニ依頼致シ置キタル処去ル十八日御来宅近日瀬川氏ニ重テ

面談調印ヲ求メ提出ノ旨御約束ニテ漸ク御提出ニ付本日市

役所野中禾郎氏宛郵送ス

去ル十四日総会経費左ノ如シ残金当番ニテ保管来年へ繰越ス

一金百九拾六円山鉾廿八ヶ町会費入 金参拾円清々講社入

一金拾円五拾銭功労者七人分一、五〇ツ、徴集^{（ママ）}

収入合計金貳百参拾六円五拾銭

一金拾円 神饌料<sup>表彰式挙行ニ付
前例ノ通り十円トス</sup>

一金拾円 中村楼仲居中祝儀

一金參円 同 配膳二人 祝儀 酒ハ中村樓持ニ付
下足番一人 祝儀 かん番心付支出セズ

一金五円 雇仲居五人祝儀

一金拾五円九拾貳錢井筒払 延時間廿四時半
六十五錢割

一金百七拾九円九十錢中村樓支払

内訳一四〇、〇〇三五〇がへ 五、〇〇雇仲居五人てん膳
四十人分二五、五〇酒サイドー 二、〇〇配膳二人
四〇〇〇配膳二人 〇、五〇使賃
手間二九〇折代

一金參拾六錢 案内状郵券代

一金五円九拾錢 印刷代 請求書 領収書 届書
修繕届 収支報告届

一金五拾五錢 昨年度表彰式不足金

支出合計金貳百參拾円六拾參錢

差引金五円八拾七錢 残余金後季繰越

六月廿四日本年度補助金下附願 (書式昭和五年通り)

市役所へ提出ス 郵送ス

同日去ル廿一日市會議員補欠選挙執行セラレ瀬川

清之助君下京区ヨリ立候補セラル定員二名候補助

二名 (社会大衆党ノ一名ト共ニ) ニテ無投票当選セラル依

テ本会ヲ代表シ祝辞ヲ送付ス

七月七日市役所ヨリ十一日午前十時闖取執行ノ旨通知アリ

尚電話ヲ以テ各山町へ通知方申越サル依テ此旨平岡氏へ通

告ス 大本氏ヨリ電話ヲ以テ大日本天然色ト一キー映画研

究所鈴木俊夫氏ヲ紹介セラル觀光課程由山鉾撮影ニ

付便宜付与方依頼アリ八日午後〇時半怪談ヲ約ス

取斗方約ス午後五時市役所ヨリ補助金下附指令廿八

通達達ヲ受ク

京都市指令発教社第五八七号

船鉾町代表者

清水良亮

昭和十一年六月二十四日附願昭和十一年度祇園鉾及山維持

修繕費補助トシテ左記条件ヲ附シ金貳百貳拾円也交付ス

昭和十一年七月八日

京都市長 市村慶三

金額条件共昨年通り請書文案昨年通附随書左ノ通り

発教社乙第九九号

昭和十一年七月八日

京都市社会教育課長 佐々木直一

船鉾町代表者

清水良亮殿

請求書ニ関スル件

昭和十一年度 山鉾維持修繕費補助金交付相成候ニ就テハ

別紙請求書ニ書名捺印ノ上至急御提出相成度依命此

段及通牒候也

尚請求書ニ添付セシ指令及条件写ハ本年 ハ添付ナシ

届書、請求書 領収書ヲ作製シ配付ノ準備ヲ了ス

七月九日鉾当番町長江氏山会长平岡氏へ配付方依頼シ

来ル十二日夕方迄ニ取纏方依頼ス

七月十日岡尾青年団長ヨリ昨年通成徳学区各鉾町ヨリ

二十把ツ、粽寄贈方依頼アリ当番へ此旨伝達依頼ス

月鉾町中田 橋本両氏来訪アリ同町土蔵修繕ノ為貴重

品（屋根見送天水引下胴巻）博物館へ保管希望申越

サル明日市役所へ出頭シ依頼スルコトヲ約ス 同夜神輿洗

ニ供奉ス明治二十六年來中絶セシ祇園新地練物四十余

年振ニテ復興（甲部組合ハ都合ニヨリ出勤セズ乙部ノミ）セラル

沿道河原町以東ハ非常ナル人出ニシテ夜半迄各所共賑ハヒ

タリ市電市バス乗客昨年ニ比シ七万二千七百三十六人増加セリ

此賃金六千〇九十九円貳拾壹錢昨年ニ比シ増収ナリ

七月十一日午前九時市役所第一委員室ニ参集ス予テ総

会席上発表セル補助金ニ関スル申合案ニ付山各町ノ賛

否ヲ回答促シ置キタルモ未定ノ町モアリ趣旨不徹底ノ

感アルヲ以テ採決ヲ保留シ更ニ諒解ヲ求メ意旨ノ徹底

ヲ謀ルコト、ス其他觀光課紹介ニ係ル大日本天然色ト

ーキー映画研究所（鈴木俊夫氏過日來宅依頼ヲ聞ク）

ヨリ撮影依頼ノ件清々講社補助金十三日交付ノ件山

岡渡場所解散場所ニ就テ報告、諒解ヲ求ム午前十時

貴賓室ニ於テ市長代理加賀谷第一助役（市長東上中）

石川第二助役 岡教育部長 佐々木社会教育課長 額賀

宮司 川本 木村 杉本清々講社幹事 清水 平岡山鉾総代

立会ニテ山順番圖取執行 市長代理ヨリ順番札交付

セラレ次テ挨拶アリ終テ宮司ノ謝辞ニテ滞ナク終了ス

長刀 木賊 白樂 芦刈 函谷 太子 山伏 孟宗 月 保昌 占出

霰天神 鶏 油天神 伯牙 郭巨 放下 岩 戸 松

北観音 橋弁慶 常明 行者 八幡 鯉 鈴鹿 黒主 南観音

終了後佐々木課長ヨリ川本幹事 清水山鉾総代へ鉾屋上ノ

大工ノ服装見苦シク古典的美観ヲ損スルコト甚シキ故ニ

考慮方希望アリ觀光課ヨリモ此旨申込アル由ニ付別室

ニテ列席ノ三幹事 清水 平岡総代等協議シ適當ノ方法

ヲ考ヘルコト、ス次テ月鉾町ヨリ依頼ノ博物館へ月鉾貴

重品保管（約三ヶ月間）方法依頼ス課長ヨリ館長へ電話

ニテ交渉アリ一応当該町係ノ方ト館長ト面談ノ上決定ス

ル旨回答アリ 其他山鉾ニ関スル件ニ付課長ト懇談○時半

退庁ス月鉾町へ此旨回答シ中田 橋本両氏ト同夜会见シ

十三日（十二日ハ日曜日ノ為）朝館長ノ在否ヲ聞合シ同道スルコト

ヲ約ス一方鉾當番長江氏ヲ訪ヒ課長希望ノ件ニ付十三

日午後一時三十分ヨリ當番町ニ於テ会議ヲ開ク旨通知ス

七月十三日午前八時半博物館へ電話ニテ館長在否ヲ問フ十

時頃再度電話カケ月鉾町中田 小川両氏ト博物館へ出向館

長ニ面談シ依頼ス十五日係員出張現品検分ノ上採否回答

セラル、事トナル十一時退庁八坂神社ニ至リ鉾補助金九ヶ町分

受領シ一時半帰宅町会議所ニ於テ鉾町会開催ス長刀谷氏

函川端 馬場氏 月中田氏 鶏河添氏 放下川 北氏 岩戸廣瀬氏

船長江氏 北観音沢村氏以上不揃ヒナリシモ二時

開議課長依頼ノ件ニ付協議ス編笠ニ伴天印入下方バツチ式

ノモノトシ各町ニ於テ考案ヲ依頼清々講社補助金ヲ分配ス

補助金ニ関スル申合案ニ付質問ニ答フ鉾町ノミノ申合結束

希望ノ町アリ考慮ヲ約ス各町意見取纏方依頼シ置ク

四時散会夕七時函谷鉾町吉田氏來訪ヲ受ケ鉾巡行途中

万一障害ヲ与ヘタル際ノ町ノ責任ニ付尋合サル自分ノ意見

トシテハ十分注意ノ上ニ生ジタル場合其状況ニ依ルモ町ニ於テ責任負担セザル方針ニテ過去ノ交渉経過ヲ語り置ク夜

放下鉾川北氏ヨリ本日ノ協議ノ服装同町ニ於テ白丁烏帽子ニ決定ノ旨届出アリ此儀十四日回文ヲ以テ各町へ通告ス

七月十五日自動車課市吏員来宅巡行時間及運転上ノ

参考ニ状況尋合アリ午後六時驟雨アリ

七月十六日午前市役所ヲ訪ヒ補助金ニ関スル請書請求

書届書(鯉山住友特別当座 南観音山住友定期 函谷

船 常明ハ三井定期 他ノ廿三ヶ町ハ三井特別当座)ヲ提出ス昨

日依頼越サレタル市長家族并ニ監理課長家族巡行観

覧ニ付大本氏宅借入済ノ旨報告ス課長ハ都合ニテ観光課

特設所ニ変更セルニ付市長家族ノミ場所借入方依頼アリ

再度大本氏へ依頼ス午後中田氏来宅アリ昨日博物館ヨリ

検分ニ見エ只今保管許可相成シ旨報告挨拶アリ市吏員

錦織氏船鉾拝観ニ見ユ夜社会教育課長佐々木直一殿

夫妻来宅談合ス 天然色トーキー映画囃子録音ノ為ニ

機械設置シ船鉾町囃子ヲ録音ス 快晴

七月十七日快晴午前九時市長夫妻家族ノ方々来観セラ

ル井出下京区長 八坂神社宮司 祢宜 主典 清々講社幹

事 山頼町代表者清水 平岡 下京区庶務課長八重柏

氏 書記畑氏 鈴木中京区長 佐々木市社会教育課長列

席九時半長刀鉾先頭ニ各山鉾巡行船鉾最後ニ

十時三十分通過ス一時長刀 函谷新町松原ニ来ルモ月

鉾松原柳馬場ニアリテ休息中以下其後ニ休息セリ

月鉾曳出シヲ督促ス夕方山鉾巡行モ滞ナク終了午

後四時各町帰着例年トハ稍遅ル夕五時ヨリ山鉾

町ヲ代表シ神輿ニ供奉シ九時御旅所ニテ解散ス

七月十八日朝市役所錦織氏ヨリ山鉾所在地ニ各山鉾

ノ由来記木札建ツル様希望申越サル考慮ヲ約ス

放送局高谷氏ヨリ来ル廿二日歌謡曲祇園祭放送ノ為ニ

廿一日打合ノ為五時大阪放送局へ笛一人鉦一人出張方依頼

アリ廿二日ハ太鼓一人笛二人鉦二人ト指定サル完全ナル囃子ノ

演奏不能ノ旨ヲ答へ船鉾町へ依頼ス

七月二十日北観音山町ヨリ寺町通六角蛸薬師ニ下水工事ノ

タメ地面堀返シ跡完全ニ復旧シ居ラザルニ付注意アリ当

番町長江氏市下水課へ交渉ノ結果今夜十一時現場ニ於テ監

督ト協議スルコト、ナリ同刻当番長江氏同道出向ス北観

音山町ヨリ寺江氏外一名先着アリ鈴木監督ト協議シ廿

三日夜ニ現場(掘返シ跡ハ五寸厚ノコンクリート施行アリ)ニ二寸

厚ノ木板ヲ敷詰メ巡行ニ支障ナキ様市役所ニ於テ取斗ヒ

ヲ頼ミ十二時帰宅ス

七月二十四日午前九時三条東洞院高橋方ニテ鬨渡アリ列

席終テ鉾当番長江氏ト寺町六角及蛸薬師ノ現

場ニ立会ヒ両観音山共無事通過ス夕方ヨリ山鉾町

ヲ代表シ神輿還幸祭ニ供奉十一時帰宅ス函谷鉾

町ヨリ四条大丸屋上ヨリ向側野村銀行へノ架線来年

度ヨリ切断ノ件及寺町松原上ル西川氏隣ノ看版(看版ハ

撤去シアリシモ柵残リアリ)ニ対シ注意アリ来年当番へ引

繼クコト、ス本日中村総務部長夫妻山鉾巡行來觀アリ

八月一日發教社第六二五号ヲ以テ補助金保管貯蓄ニ

關スル件承認指令廿八通到達ス

八月十日午前九時三十分市役所へ出頭會計課ニテ本年度補

助金參千百四拾八円受領社会教育課ニ立寄ル錦織

氏ヨリ過日常明山修繕届提出アリシモ書式不備ニ付却

下セル旨ヲ聞ク(三日前不在中電話ニテ通告アリ)再提出ヲ要

求セラル課長ト談合中和田博物館長頭來庁ニ付過日

月鉾保管ニ付配慮ヲ謝シ課長館長ト三名懇談ス

予テ聞及ベル常明山町所有鎧(胴丸約五六百年前モノ)

同町代表者×××名義ニテ博物館へ保管依頼中ノ処

同人ヨリ返却方請求アリ然ルニ同人ハ既ニ同町ヲ退轉シ町

代表ノ職ニアラズ該品ヲ換金セン目的ナル為一方町内源代

表者ハ返還セラレザル様申出アリ其処置ニ当局ハ困惑ノ由

聞及ビシ時モ山鉾町ノ実状ヲ語り××氏ノ不当ヲ話シ置キ

タルモ偶々本日右両氏ト会见ニ付種々談合ス同町ニアリテハ

該品ヲ市へ寄付ノ意思アル由ナルモ××ニ対シ博物館ヨ

リ預証交付シアリ既ニ返還請求アル事故簡單ニ寄

附受納モ至難ニ付町内ト××ト解決ノ上ニテ受納シタク

町代表者ニ伝達方委任ヲ受ク当局へ××ニ対シテハ還

付セラレサル様依頼セシニ之ヲ承諾サル正午退庁山十九ヶ

町分補助金平岡氏へ鉾八ヶ町分当番町へ交付ス午後常

明山町吉居氏ヲ訪フ修繕届ハ一昨土曜日郵送セラレシ

由ナルモ主人不在ニ付更ニ伴市太郎氏ヲ訪ヒ同町對××

ノ件ニ付市当局ノ意ヲ伝フ××ハ嘗テハ同町有家屋ニ

對シ野心ヲ藏シ(便宜上同人ノ名義ニ登記シアリ之ニ對シテ

町内へ証書提出シアリ)他へ転売又ハ担保流レノ懸念アリ

シタメ吉居氏へ町内ヨリ売渡シ××ノ名義ヲ抹消同人ニ

對シ其權利金トシテ割前支払タル事アリ今回ノ件モ換金ノ

目的ナルモ其暴ナルニ町内ハ相手ニセズ然シ近々ノ内ニ何

トカ××ト手ヲ切り解決スル意アル由語ラル町内合議ノ

結果ニテ異議アルモ大多数ハ市へ寄付賛成ノ由ナリ

八月二十四日鷄鉾町河野與助氏來訪アリ例年月鉾ト互先ノ

処明後年ヨリ鷄鉾先順ニ改正方要望アリ考慮ヲ約ス

九月五日午前九時三十分市役所へ出頭シ錦織氏へ保昌山町

代表者更迭届ヲ提出ス常明山町修繕届延着シ去ル八

月二十二日収教社第六四八号ヲ以テ許可セル旨ヲ聞ク佐々木

課長ト常明山町對××ノ問題ニ就テ談合弁護士渡辺昭

ヨリ度々督促アル由早ク解決ヲ希望セラル尚××側ニテハ

該品ヲ千円ニテ譲受クル意志アル旨談シ居ル由或ハ掛引

カ真実ナルカ不判明ナリ鷄鉾月鉾巡行順ニ就テ談合シ解

決方ニ付便法考慮方依頼十一時三十分退庁ス

十二月三日明年度補助金下附願及放下鉾町修繕届提

出ス(昭和八年ヨリ十一年度迄継続金物修繕四一九六円ノ内本年支出金

一、一九六円内式百式十円補助金支出願明細見積書八年八月提出済)

明年度補助金下附願書ハ昨年通ニシテ附隨書二代へ由頭ヲ以テス

課長宛願書添付シ置ク文意昨年通り

年末社会教育課長佐々木氏ハ監理課長ニ転任セラレ後任ニ前

監理課長森弦孫氏（元社会教育課主事）就任アリ両氏ヨリ
各挨拶状到着ス

〔欄外〕

〔昭和十二年〕

一月二日市役所新旧課長へ挨拶状発送ス

一月三日昨年度補助金収支報告届書廿八通作製シ

山鉾当番町へ手配方依頼ス長刀鉾町分ハ代表者瀬

川氏嵯峨町在住ニ付同氏へ郵送ス尚例年届書提

出遅延ニ付別ニ谷直太郎氏へ同様依頼状ト共ニ届書

同封郵送ス同町八十二日代表者更迭届ト共ニ提出アリ

一月十五日昨年度補助金収支届廿八通并ニ長刀鉾町代表

者更迭届（後任外村市郎兵衛氏）提出ス及月鉾町修繕左記提出

月鉾車修繕総額式千七百七拾五円也

車外要大輦 長三尺三寸
中一尺三寸
厚六寸 三十個 三六、〇〇 金千〇八拾円也

車内要小輦 長一尺八寸
中六寸
厚三寸五分 三十個 二、〇〇 金六拾円也

車矢 長一尺二寸
中五寸
厚五寸二分 九十個 二、〇〇 金百八拾円也

以上合計金千參百貳拾円也 久世郡大久保村 金田繁次郎

車外大輦新調加工手間 百六十八人 三、〇〇 金五百〇四円

車内小輦 七十三人 三、〇〇 金貳百拾九円

車矢 〃 加工及組立手間 百四十四人 三、〇〇 金四百參拾貳円

櫓古輦修繕加工手間 二十四人 三、〇〇 金七拾貳円

檜心棒材及手間加工共 二本 金貳百貳拾八円

以上合計金千四百五拾五円也 西七条御領町八五 横山伊三郎

右総額十一年度一、六七五円 十二年度二二〇円 十三年度二二〇円

十四年度二二〇円 十五年度二二〇円 十六年度二二〇円支出

錦織氏へ書類提出シ森新課長ニ挨拶シ監理課長佐々木氏（前
社会教育課長）ニ挨拶ニ赴キシモ外出不在次ニ觀光課長西田利八

氏ニ面会ヲ求メシモ不在ニ付課員宮本宗十氏ト面談シ昨年

来懸案ノ山鉾由緒建木札ノ件ニ付其費用尋合ス一面約

十四五円トノ事此費用觀光課ニテ支出ヲ要求セシモ其費目

ナキ故山鉾町支弁ニ願ヒタシトノ事ナリ

昨年度補助金収支総額廿八ヶ町分左ノ如シ

一前年繰越金 二一、四五一元九六 一、本年度補助金 三、三四八円

一本年度受入利子 四九八円七〇 ^{三四} 内修繕費支出金 二四二円

差引現在高二五、〇五六円三〇 昨年ヨリ増 三、六〇四円三四

因ニ放下鉾町費支弁金九七六円共ニテ本年実支出一、二二八円ナリ

一月二十日月鉾町修繕見積書添書文章不備ノ点アリ

訂正方市役所ヨリ申越アリ（去ル十五日提出時ニ此点気付シモ

錦織氏ニ懇談諒解ヲ求メ置タルモノニテ向五ヶ年間ノ支出ニ関

スル願意表明ノ文記載セラレタルモノ）更ニ昨年度収支報告

書中利息ノ多少（元本ニ比例シテ）ニ付照会アリ定期又ハ

特別当座預金ノ差違并ニ利子未記入ノ向等ノ実状ヲ説明

シ諒解ヲ求ム

一月二十六日月鉾町見積書（添書ヲ削リ見積ノミトスル）

再提出霰天神山町代表者更迭届提出ス

一月二十七日午前十時市係員錦織氏来宅（昨夕電話ニテ会

見申込アリ）月鉾車修繕明細書ニ付説明要求アリ図面ヲ

認メ説明セリ

三月三十一日市役所中村主事ヨリ電話カ、リ常明山鑑ノ件ニ付

談合同町ノ意向方針ヲ聞取り回答ヲ約ス市トシテハ可成円満

解決ヲ希望ノ旨申サル 常明山町吉居佐助氏へ此旨通告ス

四月一日瀬川清之助氏ヨリ電話ニテ本年度観光課補助金式

千円交付ノ確定ノ旨通告アリ此分配率ニ付瀬川氏ハ銚式百

円山三拾円宛ニテ式千參百七拾円要求ノ処式千円ニ減額ノ為

銚百八十円山式十円ツ、ニ割当ル時ハ合計式千円ニテ割当丁度ニ

付如何トノ事ナルモ比例山過少ニ付山ノ増額ヲ希望セルモ割

当不足ヲ来スカ剰余出来都合ヨリ割当至難ニ付後年度山ノ

増額ヲ考慮スル事トシ右ノ割当ヲ承認シ以来ス

四月十二日常明山町吉居氏ヲ訪ヒ同町ノ意志ヲ問フ鑑ハ博物館

へ寄付スルコトニ決議セラル××氏要求ハ拒絕（先ニ町家屋ニ対シ

千八百円交付シ今後何等要求セザル旨誓約書ニ署名セシメアリ）

万一訴訟セシ時ハ応訴スル用意アル旨答ヘラル去ル一日同町伴

氏ト八坂神社境内ニテ面談聞取りタルト同様ナリ

四月十三日市役所へ出頭シ函谷銚町代表者變更届提出ス

併テ常明山町決議ノ要領回答ス森課長ニ対シ以前ノ事情

概況報告シ町議トシテ鑑ハ博物館へ寄贈、××ノ要求ハ応ズル理

由ナシ、万一訴訟セバ応訴スル決意ナル旨ヲ答ヘ可然善処方願置

ク尚併テ小生トシテノ意見（山銚ノ公的保存物ニ私的権利ハ認め

難キ旨）ヲ述べ参考ニ供ス

五月四日銚山当番ノ都合尋合セ総会五月十三日開催ノ義決定シ

山銚町へハ当番ヨリ来賓へハ本日郵便ニテ案内状發送ス

宮司額賀大直殿 祢宜中村信比古殿 清々講社幹事篠部松次郎氏

森口松之助氏 川本元三郎氏 野橋作兵衛氏 森捨次郎氏

杉本松之助氏 社会教育課長森弦孫殿 同主事 中村嘉夫殿

同主任 大本岩七殿 同書記 野中禾郎殿 同錦織弘二郎殿 観光

課長 西田利八殿 同書記 西山永之輔殿 同宮本宗十殿 社会教

育課前課長 佐々木直一殿 以上十七氏へ案内状發送ス

五月五日社会教育課ニテ大本氏ト面談常明山町ノ件（去月十三日課長

へ回答後 中村主事ヨリ月末重テ電話ニテ申越サレ本日出頭セシモ課長

及主事不在）ニ付説明シ観光課ヲ訪ヒ西山永之輔氏ト面談補助金

ノ件ニ付懇談セシモ課長不在（高松市へ出張中 八日帰京 頭庁ノ由 九日 八日

曜十日ヨリ東上ノ由）詳細不明ニ付八日課長ニ面談アリタキ旨申サル祇園

会行事ニ付尋合サレ説明シ三時半退庁ス

五月八日午前九時半市役所へ出頭 西田観光課長ト面談補助金

ノ件ニ付宮本宗十氏共会談ス瀬川氏ヨリ委細聞取り補助金ノ

義ハ承知セルモ正式ニ観光委員会ノ決定後デナケレバ公表至難

ニ付懇談的ノ發表ハ是ナルモ公式發表ハ見合サレタシ六月下

旬委員会ヲ開キ決定ノ上指令ヲ發ス就ハ従前ノ例ニ徴シ神

社関係ノモノハ神社經由ノ上交付セル慣例ニ付山銚連合会ハ

特殊ノモノナルモ神社經由ノ方希望スル故差支ナケレバ神社及

連合会連署ノ願書ヲ提出セラレ度トノ事ニ付諒承ス

追テ八坂神社宮司ニ面談依頼スルモ連合会ハ差支ナキ旨

述べ将来ノ配慮ヲ願ヒ十一時退庁ス

午後山当番三上重次郎氏来宅アリ当番事務ニ付打合ス

五月九日本年度表彰式十三日午後四時挙行ニ付功勞者参

列相成様 伝達方 長刀銚（外村氏） 伯牙山（中村氏） 山当番（八幡山三

上氏)案内状発送ス

五月十四日午後二時中村楼ニ於テ鉦町会開催ス予テノ懸案

申合ニ付協議ス各町共主旨ニ賛成ナルモ各町共町中ニ一二真

意解シ難キ向アル由ニテ纏テ又故ニ現金ハ各町分割保管制

ニテ更ニ申合立案賛否ヲ求ムルコト、ス観光課補助金

ニ付報告ス会費増額ヲ議シ一円増徴ト決ス長刀鉦町

ヨリ神童費補助増額要求アリ願書提出方希望シ置ク

中村祢宜ニ観光課補助金ノ件報告願書作製依頼ス

宮司不在ニ付伝達依頼 四時ヨリ祭典祢宜以下六名奉

仕表彰式感謝状左記八名へ贈呈神饌ヲ分与ス

長刀鉦町 井上五郎兵衛 淺井太一郎

並河繁雄

伯牙山町 三上金次郎

橋弁慶山町(ママ) 平井佐助 那須秀五郎

安田弥平 田中糸三郎

以上八名 第七回表彰 通計百三十二名

引続キ中村楼ニ於テ第十五回連合総会ヲ催ス

一、市、及講社補助金 前年通ト報告

一、観光課ヨリ新規ニ補助金交付相成様要求願意聞

届ケラレタルモ六月下旬観光委員会ノ決定迄金額未定

ナリ此補助ハ山鉦組立費ニ充当スルモノトスト報告

一、昨年度補助金収支報告ス

一、本年度総会経費増額ヲ協議シ一円増ノ八円トス

一、山順番圖取日ハ七月十二日ト決定スルコト

一、山順行解散烏丸松原ノコト 平服着用者徽章佩用

服装人足ノ足元ニ関シ注意ヲ与フルコト

一、山鉦由緒札建設約十五円ヲ要スルモノニテ各町一定トシタ

ク観光課へ依頼スル考ナリ文面希望ノ向ハ本月中ニ申込ミ

アリタリ 承認ヲ受ク提出ナキ町ハ市観光課へ依頼スル事

一、本日招待者報告 新ニ観光課長及主任二名ヲ増加ノ旨

一、第七回表彰式報告 人員八名 通計百三十二名

一、修繕ニ関スル届出ニ注意シ置ク

一、本年度神事ニ関シ協議ヲ要スル件何等議案ナシ

巡行路ニ支障アリト認メタル時ハ速ニ当番へ申告方依頼ス

〔欄外〕

「功労章

昨年来

繰越分

長刀 二

岩戸 一

清水 三

以上六ヶ二付

不足新調ス

兼刀 二

清水 三

以上使用ホ

残岩戸 二

本年新調

三十ヶ薪

前残六ヶ

内本年八ヶ

使用残廿八ヶ

清水廿七

岩戸一

其他質疑ニ応答ス因ニ昨年総会後一ヶ年間ニ役所へ出頭

セシコト十回書面取次郵送文書通話二十三回ナリ

本日出席回答ニ依リ中村楼へ四十六人分申込タル処当日俄ニ

差支ノ為、宮司、森口氏森課長欠席セラル使ヲ以テ送ル

西田觀光課長ハ東上ノ為欠席回答アリ野橋氏ハ差支欠席回答アリ

出席者佐々木前課長中村主事、野中錦織（大本氏欠席回答）

西山、宮本以上六氏市役所 中村祢宜 川本鈴木篠部 木村以上

五氏神社側 清水平岡山鉾総代鉾当番二名（中田橋本）外一名ツ

、山当番芦刈二名（梅原岡田）外一名ヅ、

同日常明山町代表木村豊七氏出席ニ付中村主事ニ紹介シ同町

××ニ対スル件ニ付談合セラル七月十三日集会ニテ協議ヲ約サル

五月二十九日功労章不足ニ付新調ヲ要スルニ付先般来平岡山会長ト

合議シ同氏取引先ニテ直段引合ハレシ処一ヶ九十銭カ一円迄外ニ形

代八円要スル由ニ付紹美（一昨年新調一円四十五銭）へ引合タルニ

昨年同値トノ事故（銀価ハ一昨年トハ騰貴セリ）他方引合値ト比較シ

高値ノ故ヲ云ヒ再交渉ノ結果一円廿六銭ニ引下ゲル旨回答アリシモ

平岡氏引合下サレシ方割安ニ付合議ノ上同氏へ注文依頼ス八坂神

社ニ宮司額賀殿ヲ訪ヒ市補助金交付ノ経緯ヲ語り願書作製

補助金取継ヲ依頼シ諒解ヲ受ク五月三十日左記願書届ケラル

六月一日市役所へ出頭シ左記願書及届提出ス

発第三四号

昭和十二年五月三十一日

官幣大社八坂神社宮司 額賀大直

清々講社幹事

清水良亮

京都市長 市村慶三殿

行事奨励費交附願

当神社祇園祭ノ起原ハ遠ク清和天皇貞観五年疫病

天下ニ流行シタルヲ以テ同年五月二十日御霊会ヲ神泉

苑ニ行フ越エテ十八年夏又疫病流行シ洛中死ス

ル者其ノ数ヲ知ラズ 宸襟ヲ悩マセラレト部日良磨ニ勅

シテ疫病退散ノ事ヲ祈ラシム依テ日良磨ハ六月七日 日

本国数六十六州ニ擬シ長サ二丈余リノ鉾六十六本ヲ立テ御

霊会ヲ行ヒ同月十四日洛中ノ男子洛外ノ百姓ニ神輿ヲ担

カセ鉦鼓ヲ鳴ラシテ御霊会ニ倣ヒ神輿ヲ神泉苑ニ奉シ嚴

カニ祈禱ヲ行フ其ノ靈驗ニ依リサシモノ疫病モ屏息ス之

レ今日ノ祇園祭ノ濫觴ナリ足利室町時代ニハ最モ盛ニシ

テ鉾ノ数十四山ノ数四十九ノ多キニ及ベリ其後盛衰アリシ

モ現今鉾六本山二十二本アリ祭ノ盛儀日本三大祭ノ一ト

シテ其ノ名天下ニ聞ユ山鉾ノ構造裝飾等絢爛ヲ極メ其

ノ優美ナル行装ト共ニ我国風俗美術ノ誇ナリ年々行フ

祭儀ニ当リテハ洛中洛外ハモトヨリ遠国遙々来テ拝観

スル者其数ヲ知ラズ斯ク盛儀ナル祭ヲ執行スルニ当リテハ

莫大ナル經費ヲ要スル儀ニ付之ガ奨励ノ為特別ノ御詮議

ヲ以テ自今年々金貳千円也繼續御交附相願度此

段連署ヲ以テ相願候也

岩戸山町代表者中西幸治郎氏死亡ニ付後任廣瀬喜三

郎氏^(マ)交迭届提出ス(五月三十一日付)

去ル五月十三日總會ニ於テ由緒札記載スベキ原稿ノ提出ヲ求メ置キ

シモ提出アリシハ放下銚、郭巨山保昌山白樂天山以上四ヶ町ニ過キズ

且字数制限度(三百字以内)ヲ超過セルモノ或ハ修正ヲ要スル点モ

アリタルヲ以テ加筆シ他ノ未提出ノ廿四ヶ町ノ原稿ヲ作製シ其町

ノ承認ヲ求ムル為銚九ヶ町分ハ六月九日銚当番ヘ山十二ヶ町分ハ六

月十日山七ヶ町分ハ六月十二日何レモ平岡会長ヘ提供シ各町ノ

検閲ヲ求ム 予テ(五月二十九日)平岡氏ニ依頼セシ功労章三十個

出来上リ平岡氏ヨリ御届下サル内四個橋弁慶^(マ)山町ヘ伝達方

平岡氏ヘ依頼シ此代金參拾五円(一ヶ九十錢替廿七円外ニ型代八円)

立替ヘ平岡氏ヘ渡ス

六月十二日去ル八日府会ニ於テ大西太郎兵衛氏府會議長當選セラ

ル同氏ハ本会ノ為常ニ厚意ヲ表セラル故本会ヲ代表シ即日祝

辞ヲ呈シ置キタリ本日之ニ対シ謝状ヲ寄セラル

六月十五日八坂神社例祭參列不在中市役所ヨリ電話カ、リ

帰宅後電話ニテ尋合ス錦織氏が廿日前後監理課ヘ會計

検閲アルヤモ難斗様子ノ由聞及タル故内報スト申サレタリ

右ニ付銚当番橋本佳之氏及山会長ヘ内報各町ヘ伝達方

依頼ス

六月十七日朝市役所錦織氏ヨリ廿一日―廿四日ノ間ニ於テ會計帳簿

検閲方監理課ヨリ通告ノ旨正式申越アリ了承シ場所借入

方成徳校ヘ交渉ノ上廿一日午前九時ヨリ開始午前中山十二ヶ町

午後銚九ヶ町二十二日午前九時ヨリ山七ヶ町検閲ヲ受クルコト、シ

時間割当ノ上銚当番及山会長ヨリ各町ヘ通告ヲ依頼ス

市役所錦織氏ヘ此旨電話ヲ以テ通告ス

六月十八日午後一時市役所ヘ出頭電氣局ニ大角氏ヲ訪フ(錦織氏

ノ紹介ニテ山銚巡行ニ付懇談ノ要アリ先般兩度訪ヒシモ不在本日

モ離席セラル帰途再訪セシモ不在次回出頭ノ時ニ延期ス) 觀光

課ニ宮本氏ヲ訪ヒ由緒札ヲ觀光課名義ニテ執筆方依頼ス

同氏ハ大体承認セラル依テ銚七ヶ町分(月、鶏未提出)山十ヶ町分

(上ノ山橋弁慶ノミ下山ハ太子霰天神白樂ノ三ヶ町ヲ除ク九ヶ町) 原稿

ヲ提出外ニ船銚由緒書二冊ト一袋預ケ置ク原稿^{セラレ}閱覽^ト多

少字句修正セラル、モ異議ナシト答置ク同課ニテ從來建^(マ)説

セラル、モノハ振仮名付ニテ口語体(只今提出セル分ハ文章体)ニ付

其慣例ニ依リタシト申サレ承認ス原稿閱覽ノ上返還スト

申サル請負人ヲ当方ヘ差向クル故交渉セラレ度トノ事ニ付

諒承シ次デ監理課ヘ立寄り廿一日帳簿検閲ニ付打合ス

土木局分室ニ立寄り木賊山ヨリ申込(山会長經由) 同町

提灯建穴道埋舗装ノ為埋没セシ故堀返シ方承認ヲ求

ム明日係員現場出^張頭スト申サル鈴木治郎兵衛方ヘ出張方依

頼ス(帰宅後鈴木氏ヘ文章ヲ以テ通告ス) 社会教育課ヘ立寄

ル本日ハ美術展(昨日ヲ以テ終了)跡仕舞ニテ全員不在ニ付留

主居ノ吏員ヘ本年度補助金交附願提出シ錦織氏ニ伝達

方依頼二時半帰宅ス 願書々式ハ昭和五年通りナリ

今夕平岡山会長ノ来訪ヲ受ケ総会費精算閱覽ニ供ス左記

一金五円八拾円七錢 前年度繰越金

一金參拾円成 清々講社御酒料 外二八坂神社ヨリ御神酒五升頂ク

一金貳百貳拾四円也 山鉾廿八ヶ町会費 本年ヨリ一円増八円ツ、

一金拾貳円 当番町 芦刈山一人 臨時参加実費收納
二名 月鉾一人

収入合計金貳百七拾壹円八拾七錢

内金拾円 神饌料 表彰式共用

一金貳百拾壹円拾五錢 中村樓支払

内訳 御膳四十六人三、五〇 一六一、〇〇 雇仲居五人御飯代 三、五〇
替御酒及サイダー 三七、三〇 配膳二人 二、〇〇
折代其他 三、三五 二人手間代 四、〇〇

一金拾參円拾錢 三条俱樂部 雇仲居五人 手間代

一金拾八円也 心付 雇仲居五人 五、〇〇 配膳二人 二、〇〇
中村樓女中衆一〇、〇〇 下足番一人 一、〇〇

一金八拾円五錢 来賓案内状郵券代 来賓増ト郵税増ニヨル
十七人分五錢ツ、

支出合計金貳百五拾參円拾錢

差引金拾八円七拾七錢 残余

内臨時費 金貳円也 来賓案内状及封筒百組印刷代

金四円也 功労者名簿 画帖二冊 購入

金參円貳拾錢 会長印新調代

(東山四条上ル) 金參拾五円 功労章 三十個 新調代 九リ替 二七、〇〇
(京エム徽章堂) 金四円也 會計檢閲ノ為 川新支払
市吏員出張弁当代 八〇替五人分

差引金貳拾七円四拾參錢 不足金

内金九円也 功労章六ヶ代 長刀一人(三名ノ内二ヶ同町保有分使用)
戻入金 伯牙山一人 橋弁慶四人 一、五〇ツ、

再差引金拾八円四拾參錢 不足金 清水良亮 立替

〔欄外〕

「立替金

外六、二二

四円 弁当代

外拾四錢書類綴表紙

外二壹円四拾錢

記録帳代

追加支出ス

斗二三、九七

一九

」

六月十九日長刀鉾町二十日函谷鉾 油天神山 八幡山 山伏山 四ヶ町帳簿引

合ノ為来訪ヲ受ク山町八ヶ町解説原稿浄書ノ上觀光課宮本宗

十氏宛郵送ス未提出分月、鶏、白楽天以上三ヶ町ナリ

六月二十一日朝九時ヨリ成徳校三階会議室ニテ會計檢閲ヲ行フ

市監理課ヨリ三名出張錦織社会教育課員及清水良亮立合

白楽天、郭巨 保昌 芦刈 太子 油天神 占出 孟宗 山伏 錦

天神 木賊(以上十一ヶ町午前中終了ス一時間四ヶ町ノ割合ニテ呼出ス

十一時半終了伯牙山出頭アリシモ中村氏不在ノ為帳簿所在不明

ニ付明二十二日午前十時出頭方依頼ス) 中食ヲ饗シ午後一時ヨリ

長刀、函谷、鶏、月放下 北観音 南観音 岩戸 船以上

九ヶ町終了ス鶏鉾町ハ前回モ銀行通帳混同シ今回モ

同様ニテ六百余円今朝入金シテ帳尻合シアル始末ニテ預金

帳ノ出入頻繁ニテ帳簿ト不合甚不始末ニテ係員トノ接衝

応答ニ約一時ヲ費ス傍ヨリ助言諒解ヲ求メ河添鷄鉾町

代表ニ今後確實ニ別個預金帳ニ其都度預金シ支出ハ必

届出ラル、様注意シ今後確實ニ実行方誓ハレタリ午後三時

四十分散会明日午前九時ヨリ残八ヶ町ノ検閲ヲ約ス

六月二十二日午前九時黒主山 鯉山 伯牙山 橋弁慶山 八幡山 行者

山 常明山 鈴鹿山 以上八ヶ町検閲ヲ受ク伯牙山七年度利息十銭過

上届アリ 鯉山九年度利息十円三十七銭間違届出アリ十年度三、九八

十一年度一、六一追加未届分増額シ修正届ヲ提出スルコト、ス監理課ハ

銀行預金帳ニ依リ承認ヲ受ケ社会教育課ノ原簿修正方届

出ツルコト、シ立合ノ錦織氏諒解ヲ求ム其他異常ナク十時

半終了散会ス 昨日芦刈山当番町ヨリ提出ノ鬩取鬩渡届書

錦織氏ニ提出シ野中氏ニ伝達方依頼ス 廿二日午後日時記入ナキ旨
尋合サル七月十二日午前十時ト答フ

左記様式ニヨリ伯牙山、鯉山両町修正届作製シ代表者調印ヲ求ム

補助金現在高修正届

昭和十二年六月二十二日会計検査ニヨリ昭和九年度同十

年度同十一年度受入利息ニ間違御届申上アリシコト発

見致候事実ハ銀行預金通帳ニ依リ証明相受候間左

記ノ通り原簿御修正相成度此段御願旁々及御届候也

一、昭和九年度利子全然無之ニ付拾円参拾七銭ヲ抹消ス

一、昭和九年十二月末日現在高ヲ金百五拾円参拾九銭ニ修正ス

一、昭和十年度利子トシテ金参円九拾八銭ヲ記載ス

一、昭和十年十二月末日現在高ヲ金貳百貳拾六円参拾七銭ニ修正ス

一、昭和十一年度受入利子ヲ金参円八拾貳銭ニ修正ス

一、昭和十一年十二月末日現在高ヲ金参百貳円拾九銭ニ修正ス

以上

昭和十二年六月二十三日 鯉山町代表者三宅喜三郎印

京都市長市村慶三殿

右ハ六月二十三日鉾当番橋本氏頭^(ママ)庁ニ付托シ提ス^(ママ)

六月二十三日市役所錦織氏ヨリ電話ニテ山鬩取願ニ郭巨山

名脱漏シ空白ナク書入至難故書直シ再提出方申越サル

直チニ八幡山町三上重次郎氏へ此旨通告ス

六月二十四日市役所へ先修繕届提出ス高家伊助見積添

橋弁慶山町綴地見送一枚一五〇、〇〇 緋羅紗胴巻参枚一七〇、〇〇

右本皮金ベリ一式代一〇、〇〇 胴巻三枚仕立代一〇、〇〇 斗三四〇円〇〇

〔欄外〕

「朝観光課

ヨリ電話掛

リ未提出ノ

原稿督促

アリ本日午

後提出スルト

回答シ月鉾

橋本氏へ此

旨通告ス

然ルニ午前

十一時観光

課吏員田中氏来

宅アリ下記ノ通り」

午後二時半月鉾町橋本氏ヲ訪ヒ同町由緒原稿ヲ貰受
ケ市役所出頭シ鶏鉾町由緒原稿ト共ニ観光課宮本氏へ
提出ス『此日朝不在中（京都市学区会連合会理事会於成
徳校開催ニ付出席中）観光課吏員来宅（原稿受取ノ為ト
旁船鉾由緒書三冊〳六月十八日提出ノ分〳返却ノ為）出先ニ宅
ヨリ電話カ、リ同吏員（姓名不明 田中氏？）ト電話ニテ談合ス木札
建設ニ関シ時日迫リ本日中ニ原稿作製致度由督促アリ
月、鶏両町分帰途立寄り持帰ラレ度ト橋本氏ノ住所申上置ク
白樂天山町原稿恰度平岡氏ヨリ提出アリタル由ニテ持帰ラル
午後二時帰宅後不在中ノ要領ヲ聞キ氣ニ掛ル為月鉾町ヲ
訪ヒ次デ市役所ヲ訪問セシ次第ナリ』観光課長西田殿ト面
談ス補助金ハ未定来ル廿八日市会ニ於テ観光委員決定スル
筈ニ付其後委員会開催正式決定スルガ補助金ノ交付ハ
神事終了後トナルベキ故支払ハ一時町會計ニテ立替ヲ願タシト
申サル、宮本氏ト会谈明日本札請負人二名拙宅へ差向クル
故交渉ノ上見積書ニヨリ便宜ノ方へ注文セラレタク請負人決
定ノ上ハ宮本氏へ通知ヲ乞ハル尙木札ハ一枚板ヨリモ接板^{ハギ}ノ方ヨ
カラン従来ノ経験上一枚板ハ割目出来或ハ反ルコトアリ時恰モ
盛夏ノ候故接キ板ノ方寧口適當ト思フト注意アリ原稿ハ作
製ノ上貴方（小生ノ事）へ届ケル故閲覧ノ上ハ請負人ニ交付シ木
札出来ノ上ハ観光課へ提示検分ヲ受ケ各山鉾町へ配達スル
様打合セ監理課へ先日出張ノ勞ヲ謝シ挨拶ス因ニ出張セ
ラレタル吏員ハ袴田孝氏（去ル九年出張ノ人）新氏岩佐氏ノ三氏也
○本日誌余白ナク本日ノ記事新帳ヘツツク